

# 「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況

---

国土交通省 総合政策局  
情報政策課

- 1 フォローアップの趣旨
- 2 主な実施状況
  - (1) ノウハウの継承、統計リテラシーの向上、人材育成
  - (2) 統計業務の効率化（調査項目や公表頻度等の見直し）に向けた取組
  - (3) 業務マニュアルの品質改善
  - (4) オンライン回答率の向上に向けた取組
  - (5) 統計情報ＨＰの改善
  - (6) プランの34項目 ～主な実施状況と今後の課題～
  - (7) プランの34項目の実施状況
- 3 個別の実施状況
  - (1) 建設工事受注動態統計調査の改善
  - (2) 建設工事受注動態統計調査の誤報告対応
  - (3) 建設工事進捗率調査の改善
  - (4) 産業連関表（建設、不動産部門）
  - (5) 建築着工統計調査
  - (6) 港湾調査
- 4 まとめ

# 1 フォローアップの趣旨

- 統計の不適切処理事案への再発防止策として、「国土交通省再発防止・統計検証タスクフォース」が「国土交通省統計改革プラン」（令和4年8月10日）（以下、「統計改革プラン」という。）を策定しており、同プランに基づいて統計改革に向けた取組を推進してきた。
- 統計改革プランでは、「本プランで掲げる再発防止の具体策は多岐にわたり、その進捗管理が重要となる。国土交通省所管統計の適正化や更なる進化のため、統計専門家の参画を得て設置する予定である「統計品質改善会議」において、本プランについてその実施状況を確認し、必要に応じた見直しを行う等、更なる改革を推進していく」とされている。
- これを踏まえ、これまでに2回（令和5年8月、令和6年8月）のフォローアップを実施してきた。今般、前回のフォローアップに続き、3回目となるフォローアップを実施した。

- 令和4年 1月20日 国土交通省に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」を設置  
不適切処理に係る再発防止策を検討するとともに、国土交通省所管統計の検証を行い、抜本的な改革を強力に推進するため、国土交通事務次官を座長とし、顧問有識者も含めた検証タスクフォースを設置し、計6回開催した。その後、令和4年8月10日第6回検証タスクフォースにおいて、「国土交通省統計改革プラン」の策定と「統計品質改善会議」の設置を公表した。
- 令和4年 8月10日 「国土交通省統計改革プラン」（国土交通省再発防止・検証タスクフォース）の公表  
統計の不適切処理事案を踏まえ、「開かれ、使われ、改善し続ける統計へ」を基本原則として掲げ、再発防止策をとりまとめ。
- 令和4年 8月10日 国土交通省に「統計品質改善会議」を設置  
国土交通省所管統計の作成プロセスを審議し、統計の品質改善を図るため、統計の専門家から構成される統計品質改善会議を設置。
- 令和4年 8月10日 総務省が「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（統計委員会）を公表  
政府の統計調査全体に共通する統計作成上のリスク、課題や問題を抽出するとともに、各府省の基幹統計の「点検・確認」の結果等を踏まえて、再発防止策やデジタル化、人材育成の方策等について取りまとめ。
- 令和5年 8月29日 統計品質改善会議に統計改革プランの主な実施状況を報告
- 令和6年 9月27日 統計委員会に統計改革プランの主な実施状況を報告
- 令和6年 8月30日 統計品質改善会議に統計改革プランの主な実施状況を報告
- 令和6年10月18日 統計委員会に統計改革プランの主な実施状況を報告

## 2 主な実施状況

### 統計の新任担当者用の講習会

#### <目的>

新年度に新たに統計担当となった職員に対し、調査計画を遵守する必要性等を認識して頂くため、国交省独自の講習会を実施。

#### <プログラム>

以下を含めて6つの内容を説明。

- 統計調査の実施 … 調査計画の変更手続き、不整合が生じやすいケース
- PDCA点検・評価 … 点検の目的や実施時期
- 誤りが発覚した際の対応 … 誤り発生時の手続き、再発防止策のポイント

#### <実績>

- ・ 令和6年度…5月、8月（49名の参加）
- ・ 令和7年度…6月（36名の参加）



### 統計業務の効率化のための技能の習得

#### <概要>

統計業務の作業効率を高めるため、統計実務に適したソフトウェアの機能等を習得する講習を実施。

#### <実績>

##### ○令和6年度

採用3年目までの統計部局に配属された職員を対象に3回実施し、計12名が参加。

##### ○令和7年度

- ・ 統計部局に配属された新卒職員と新任職員向けに2回開催（計13名参加）。
- ・ 統計部局以外の部局において統計を新たに担当する職員向けに2回開催予定（計15名参加予定）。



### 他省等との意見交換

#### <目的>

国交省における統計実務の改善を促す観点から、他の統計作成機関による工夫した取組や課題への対応状況等を共有。

#### <主な内容>

- 実施体制、人員配置、人材育成の取組
- 回収率向上の取組
- PDCA点検・評価時の工夫

#### <実績(のべ10回、令和4年度～令和6年度)>

- 日本銀行(3回)、農林水産省(3回)、厚生労働省(3回)、経済産業省(1回)

統計のユーザーにとって分かりやすく、また、統計を効率的に作成する観点からも、月次報告における第2報（確報）の廃止、併せて調査項目の見直し等も検討。

### 【月次統計の現状】・・・統計調査数はR7.8月時点

- 261の統計調査（統計法に基づく基幹統計調査と一般統計調査）のうち、50の統計調査が月次で公表。
- 50の統計調査のうち、月次で2回公表されている統計調査は11。その11のうち、国土交通省が5つを所管。

### 【月次で2回公表する理由】

申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）等により、月次調査の第1報（速報）の公表は60日以内（調査票の提出期限の翌日からの期間）とされるが、報告が遅延する傾向にある回答者等を考慮して第2報（確報）を公表する場合がある。



### 【主な検討の視点】

- 第1報（速報）と第2報（確報）の調査項目（公表項目）が異なるため、必要な調査項目に重点化。
- 省内外のユーザーへの影響を確認。
- 集計システムの改修等が必要な場合には、相応の予算や実施時期も検討。



### 【今後】

- 上述の視点から個別に課題を整理した上で、統計品質改善会議において審議しつつ具体的に検討。
- 公表頻度の見直しだけでなく、既存情報の活用等による効率的な統計作成の観点からも検討。

### 1. 主な経緯

- 「国土交通省統計改革プラン」等を踏まえ、基幹統計調査と一般統計調査の業務マニュアルの現状等を把握するため、令和5年10月～11月頃に省内ヒアリングを行った。それを通じて、各業務マニュアルを4つのレベルに大別し、不足事項等の記載を各調査担当に依頼した。
- 令和6年8月には、実査から公表までに必要な個別プロセスの具体的な作業内容の記載がない「レベル1」の業務マニュアルを解消し、初段階としての全体的な底上げを行った。
- 令和7年2月には、PDCAや外注者管理等の記載を充実するためにチェックリストを改定するとともに、そのリストに重点的事項を設定した。現在まで、重点的事項の記載を中心とした記載内容の充実に取り組んできている。

### 2. これまでの目標とその成果

- その後、令和7年8月までに、個別プロセスの作業工程や留意点は記載されているが、その作業内容の記載が希薄である「レベル2」の業務マニュアルを解消することとした。
- 統計品質改善チーム（情報政策課）が伴走支援を行いつつ、「レベル2」は解消した。

### 3. 今後の課題

- 質の面からの記載内容の充実。
- PDCAの下で担当課室が主体的に業務マニュアルを改善していく仕組み作り。

### 4. 令和6年度の具体的な取組

- 業務マニュアルの質を統一的な基準で評価できるようにするため、「チェックリスト」を令和7年2月に改定した（項目数：38 ⇒ 142）。

#### ＜改定版チェックリストのポイント＞

- ① 従前のチェックリストは定性的な評価が求められたため、評価者によって幅が出ていた。こうした幅をなるべく少なくする観点から、記載の有無で判断できるチェック内容に変更。その際、総務省の「統計作成ガイドブック」等を参考にしつつ、業務マニュアルに記載が必要な事項を網羅的に整理した。
- ② 段階的に記載内容を改善していくため、優先的に記載を充実すべき項目（重点的事項：86項目）を設定した。
  - 例えば、－ 前回調査で判明した課題とその対処といったPDCAの趣旨
  - － 受託業者の管理 など
- 各統計調査の担当者が業務マニュアルの整備を行いやすくするよう、マニュアルに記載すべき項目を網羅し、具体的な記載例も示した「サンプル・マニュアル」を作成し、省内に共有した。



- 改定したチェックリストを用いて個別の業務マニュアルを改善。
- 当面の目標として、作業内容の記載が希薄な業務マニュアル（レベル2）の解消を目指す。10

### 5. 令和7年8月までの具体的な取組

- チェックリストにおける重点的事項のすべての記載があれば、統計作成に関わる個別プロセスの作業内容が一定程度記載されることになる。その結果として、レベル2を解消できる。  
このため、各統計調査の担当者に重点的事項の記載を依頼するとともに、情報政策課においても伴走支援を行ってきた。
- 令和7年8月には「レベル2」であった20の業務マニュアルの全てが「レベル3」に移行し、「レベル2」は解消した。

| レベル | 業務マニュアルの整備状況（概要）                                             | R5.10月時点 | R6.7月時点 | R7.8月時点 |
|-----|--------------------------------------------------------------|----------|---------|---------|
| 4   | 図表や操作画面を引用するなど、実査から公表に必要な個別プロセスの作業内容が <u>詳細に記載</u> されているもの。  | 23.4%    | 26.6%   | 26.6%   |
| 3   | 実査から公表に必要な個別プロセスの作業内容が <u>一定程度記載</u> されているもの。                | 21.9%    | 42.2%   | 73.4%   |
| 2   | 実査から公表に必要な個別プロセスの作業工程や留意点は記載されているが、 <u>その作業内容の記載が希薄な</u> もの。 | 20.3%    | 31.3%   | 0%      |
| 1   | 実査から公表に必要な <u>個別プロセスの具体的な作業内容の記載がない</u> もの。                  | 34.4%    | 0%      | 0%      |

段階的に解消

### 【構成】

- 従前 (R5.6頃) は担当者の引継書程度の内容であったが、徐々に記載内容が充実してきている。
- 目次の構成の推移を見ると、記載内容が段階的に増え、体系的になってきている。

### R5.6末時点

- 目次
- はじめに
- 第1章 企画
  - 1-1 ○○調査について
  - 1-2 調査計画
  - 1-3
- 第2章 統計の実施 (申請～公開)



### R6.6末時点

- 目次
- はじめに
- 第1章 ○○調査について
  - 1-1 ○○調査の調査目的、使用用途
  - 1-2 ○○調査の用語定義
  - 1-3 ○○調査概要
- 第2章 統計の実施 (申請～公開)
  - 2-1 関係機関への説明
  - 2-2 調査実施
  - 2-3 調査票集計
- 第3章 文章管理



### R7.8末時点

- 目次
- はじめに
- 第1章 企画
  - 1-1 ○○調査について
  - 1-2 調査計画
- 第2章 統計の実施 (申請～公開)
  - 2-1 関係機関への説明
  - 2-2 調査実施
  - 2-3 調査票集計
  - 2-4 調査結果公表
  - 2-5 公表後の誤り対応
  - 2-6 二次利用申請
  - 2-7 点検評価
- 第3章 民間委託
  - 3-1 概要
  - 3-2 留意点
  - 3-3 外注先の管理
- 第4章 公文書管理法に定める手続等に係る留意事項
- 第5章 用語集

## 【PDCA等の項目の追加】

従前の業務マニュアルに記載がなかったPDCAや外注者管理の事項が以下のように記載されるようになり、業務マニュアルの内容が充実しつつある。

(従前のマニュアルにはそれらの記載がなかったため、現状の記載を掲載)

## PDCAの必要性に関する記述

### 3. 前回調査で判明した課題とその対応

#### (1) 継続的な品質改善

「PDCAサイクル」とは、統計作成プロセスにおいて基本的な枠組を定める調査計画や業務マニュアル等(=P)を基に、調査の実施状況や集計結果等(=D)を踏まえ、調査計画や業務マニュアル等に照らして各担当が自ら点検・評価(=C)を行い、見いだされた課題や改善すべき点について重点的な検証を行うことであり、これを通じて、調査計画や業務マニュアル等の改善等(=A)を検討・具体化する一連の過程を指す取組・概念である。

統計調査を実施しながら「PDCAサイクル」を実施することにより、重大事象の発生抑止と統計の不断の改善に自ら取り組み、公的統計の品質の確保・向上を図ることが必要である。

⇒「[PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン](#)」  
参照

前回調査の点検・評価(⇒「[V. 点検](#)」参照)の結果、課題又は見直し・改善すべき点を始めとして、総務省や統計委員会から付された課題を整理し、それを本マニュアルの別紙として添付している。これらの課題を踏まえ、今回調査における調査計画の改定や利活用が低調な調査の中止等の必要な改善を行う。

その際、以下の点に留意する必要がある。

- ・改善に伴い調査計画の変更が必要な場合は、総務省の承認が必要であるため、今回調査の企画段階で承認手続を行う。
- ・改善の内容によっては、調査計画の変更が不要な場合があり、その場合には、前回調査の点検・評価を行った後の段階で、業務マニュアルの改訂等の改善を行う。(⇒「[V. 2 点検・評価結果を受けた見直し](#)」)

参照) 調査の企画段階においても前回調査における課題や対応策を確認し、マニュアルが確実に修正されているかを確認する必要がある。

## 外注者管理の考え方に関する記述

### (3) 外注に際しての基本的な対応方針

統計作成プロセスの一部を、民間事業者等の外注者に委託することがある。外注者は通常、調達仕様書に書かれた通りに業務を実施するため、調達仕様書が過不足なくまとめられていれば、問題なく業務を遂行できると考えられる。

しかし、誤りが発生する要因として知られている3H(変更、初めて、久しぶり)があると、誤りが発生する可能性が高まる。統計業務の外注者管理は、「初めて」や「久しぶり」に該当する場合もあるが、特に「変更」については起こりやすいため、次に述べるように留意をする必要がある。変更がある際には、関係者で変更に関係する情報を共有し、変更に伴う状況を確認するなどの対応をすることが重要である。

本マニュアルの各節において、外注者の管理に際して対応すべき点をまとめているが、外注者管理は統計品質に関わる重要事項であるため、以下では、全般的な留意点について記載する。

#### ① 変更事項に関する内容確認

企画に変更があった場合は、調達仕様書においても変更内容が反映され、調達仕様書を通じて外注先が変更内容を把握することは当たり前である。また、後述する「変更管理」のとおり、業務のある部分が変更した際に、他の業務プロセスにも影響することを踏まえ、その部分についても変更後の内容を関係者が把握しておく必要がある。

外注者の業務範囲内で変更した内容には、関係者が確実に把握するよう、再委託先がある場合は再委託先も含め、関係者で打ち合わせ等を実施して、変更内容について確認をする。

(以下略)

## 【統計作成プロセスにおける役割分担の明示】

従前の業務マニュアルに記載がなかった各統計作成プロセスにおける役割分担を明示するため、以下のような表により整理した。

(従前のマニュアルにはそれらの記載がなかったため、現状の記載を掲載)

| ※○は、該当業務の担当者であることを示す |                     |                            | 本省 | 外注先 | 再委託先 | 備考                    |
|----------------------|---------------------|----------------------------|----|-----|------|-----------------------|
| 実査                   | 1. 調査対象者名簿の作成       | (1) 母集団情報の整備               | ○  |     |      |                       |
|                      |                     | (2) 【抽出調査の場合】調査対象者の抽出方法    | ○  |     |      |                       |
|                      |                     | (3) 【事業所を対象とした抽出調査の場合】重複是正 | ○  |     |      |                       |
|                      | 2. 調査票等の準備          | (1) 紙の調査票等の準備              | ○  | ○   | ○    |                       |
|                      |                     | (2) エクセルファイルなどのオンライン調査票    | —  | —   | —    | オンライン調査票は無し           |
|                      |                     | (3) 電子調査票 (e-survey)       |    | ○   | ○    |                       |
|                      | 3. 協力依頼・周知          | (1) 調査協力の依頼                | —  | —   | —    | 実施していない               |
|                      |                     | (2) 周知                     | —  | —   | —    | 実施していない               |
|                      | 4. 調査票等配布           | (1) 調査票等の配布                |    | ○   |      |                       |
|                      | 5. 調査票の収集・督促        | (1) 回答の受付                  |    | ○   | ○    |                       |
|                      |                     | (2) 督促                     |    | ○   |      |                       |
| 審査・集計                | 6. 事業所母集団DBへの調査履歴登録 |                            | ○  |     |      |                       |
|                      | 7. 問合せ等への対応         |                            |    | ○   |      |                       |
|                      | 1. 個票データの審査         |                            | ○  | ○   | ○    | 外注先、再委託先は主に疑義照会の業務を担当 |
|                      | 2. データ入力            | (1) データ入力                  |    | ○   | ○    |                       |
|                      |                     | (2) 入力されたデータの検査・修正方法       |    | ○   | ○    |                       |
|                      | 3. 集計データ (統計表) の作成  |                            |    | ○   | ○    |                       |
|                      | 4. 集計データ (統計表) の審査  | (1) 基礎的審査                  | ○  |     |      |                       |
|                      |                     | (2) 分析的審査                  | ○  |     |      |                       |
| 公表                   | 1. プレスリリース資料の作成     |                            |    | ○   |      |                       |
|                      | 2. 報告書等の作成          |                            |    | ○   |      |                       |

## 【全体スケジュール】

- 従前は実査の一部スケジュールのみが別添のフローで示されていたが、全体のスケジュールが分かり難かつ
- 改善後は、全体のスケジュールだけではなく、作業工程とその実施者も明記され、担当者がスケジュール管理しやすい内容となった。

## R6.6時点

### 1-2 調査計画

#### 1. 全体スケジュール

全体スケジュールは下記のとおり。  
 期間は令和6年度調査の実績から作成。  
 本調査は概ね5年に1度実施すること  
 ため、前回調査から社会情勢の変化を踏  
 まえた変更を行うことが多く、確認作業  
 に多くの時間を取られる事に留意。  
 各段階での具体的な作業内容は次節以降  
 を参照。



## R7.6時点

全体スケジュール（調査実施n年）

黒字：本省〇〇課対応 青字：〇〇協議会対応 オレンジ：委託業者対応

|           |                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------|
| n-1年4月    | 調査計画及び調査票の見直しについて検討                                              |
| n-1年4月    | 関係機関への説明                                                         |
| n-1年10月   | 関係機関への説明                                                         |
| n年4月      | 母集団の整備                                                           |
| n年4月      | 標本抽出                                                             |
| n-1年11月上旬 | 調査計画の変更手続き開始                                                     |
| n-1年12月上旬 | 委託業務（調査票の印刷、発送）についての調達手続き開始<br>委託業務（調査票の取集、督促、疑義照会等）についての調達手続き開始 |
| n年2月上旬    | 調査計画の変更について承認                                                    |
| n年3月下旬    | 委託業者決定（調査票の印刷、発送）                                                |
| n年3月      | 委託業者決定（調査票取集、督促、疑義照会等）                                           |
| n年4月～5月   | 関係機関への説明                                                         |
| n年4月～5月   | 関係機関への説明                                                         |
| n年6月上旬    | 調査票発送                                                            |
| n年6月上旬    | 調査開始（調査票取集、督促、疑義照会、調査票の審査）                                       |
| n年12月上旬   | 委託業務（調査票データの確認、修正、集計）についての調達手続き開始                                |
| n+1年6月31日 | 調査票提出期限                                                          |
| n+1年3月下旬  | 委託業者決定（調査票データの確認、修正、集計）                                          |
| n+1年7月    | 調査票データの確認、修正                                                     |
| n+1年10月上旬 | 集計                                                               |
| n+1年8月    | 二次利用申請                                                           |
| n+2年1月上旬  | 統計表審査                                                            |
| n+2年3月下旬  | 公表                                                               |
| n+2年4月    | 点検・評価                                                            |

### 【調査計画の見直し】

- 従前は、総務省との下審査の概要が記載されているだけであった。
- 改善後は、調査計画の変更の際の要点となる項目や参考となるマニュアルも記載し、必要な手続きの情報がアクセスしやすくなっている。

### R6.6時点

#### 6. 総務省の下審査

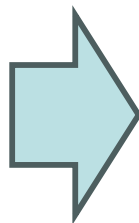
(必要期間：約3ヶ月)

総務省担当者に申請資料を確認頂く。

下申請の依頼は情報政策課が行う(以降、総務省とのやりとりは基本的に情報政策課を経由する)。

下申請依頼後、総務省担当者から照会事項が届くため、回答を用意し、初回打ち合わせを行う。以降は照会事項の回答をメールでやりとりし、必要な場合は打ち合わせを行う。

照会事項のやりとりを終え、総務省の内諾がとれたら、承認申請へ。



### R7.6時点

#### (2) 新規実施や変更に必要な手続き・書類様式

以下イントラに掲載されている「[基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアル](#)」(以下「申請マニュアル」という)に従い、必要書類を用意する。

⇒必要書類は、申請マニュアルP155(基幹統計)orP104～108(一般統計)参照

変更には総務省の承認が必要であるが、軽微な変更(※)に該当する場合は、変更後の調査計画を通知するのみで足りる(通知の手続きは必要)。ただし、軽微な変更に該当する場合であっても、総務省において審査が必要と判断され、変更申請に切り替わるケースがあるため、**遅くとも3ヶ月前には必要書類を総政局情報政策課へ提出し**、下審査を開始する。

情報政策課へ書類を提出する際は、メール本文に、内諾の希望時期や承認の希望時期を記載する。調査票様式の変更など、印刷に係る時間を踏まえて先行して内容を確定させたい場合には、その旨を記載しておく、その部分を優先的に審査をしてもらえる。

必要書類がすべて揃っていない場合であっても、下審査の開始を優先し、五月雨に書類を提出する方法でも良い。

#### (3) 手続きフロー

##### ■下審査

- ①新規の実施内容や変更内容を課長補佐、課長まで説明。
- ②担当者が必要書類を作成し、総政局情報政策課へメールにて下審査依頼を行う。
  - ・必要書類のうち、「変更後の調査計画」については、現行の調査計画をWordの校閲機能を使用して見え消しで作成する。
  - ・下審査依頼のメール本文に、変更の概要及び承認希望日を記載する。
- ③情報政策課にて確認後、総務省へ書類が提出され下審査開始。
- ④下審査提出後に総務省から情報政策課経由で照会が来るため、適宜対応。

従前の「レベル3」と「レベル4」の業務マニュアルも記載内容の充実が必要である。また、従前の「レベル2」の業務マニュアルは重点的事項が記載されるようになったが、それ以外の項目の記載が必ずしも十分ではない。

- ① 従前の「レベル3」と「レベル4」の記載内容の充実  
チェックリストを改定した結果、従前の「レベル3」と「レベル4」の業務マニュアルにおいて記載内容が必ずしも十分ではないものがあるので、それらの記載内容を充実することが課題である。
- ② 「レベル2」の記載内容の質の改善  
従前の「レベル2」の業務マニュアルに重点的事項は記載されているが、記載内容の質からの充実が課題である。
- ③ チェックリストの確認のブレ  
各統計調査の担当者のみによるチェックでは、記載内容の有無の確認に一定程度の幅がある。
- ④ 従前のレベル分けの見直し  
改定版チェックリストの重点的事項に基づき、従前の「レベル2」を解消したことにより、従前のレベル分けを再検討する必要がある。

### 【令和8年6月までの目標】

- 前ページの課題①（従前の「レベル3」と「レベル4」の記載内容の充実）の対処を中心に取り組む。  
その際、記載が不十分な傾向にある審査や外注者管理等の事項に関して、参考になる事例を収集しつつ、より分かりやすい業務マニュアルとなるようサンプル・マニュアルを改善する。これも活用して伴走支援を継続しながら取り組む。
- 課題②（「レベル2」の記載内容の質の改善）にも対応する。  
統計品質改善チーム（情報政策課）は、個別の業務マニュアルの内容を踏まえつつ、参考事例を提供するなど、必要な支援を行う。
- 課題③（チェックリストの確認のブレ）に対応するため、従前の「レベル3」と「レベル4」の業務マニュアルの改善が一定程度進捗した段階でダブルチェック（統計調査担当と情報政策課）を行い、ブレを軽減させる。
- 課題④（従前のレベル分けの見直し）に関しては、改定版チェックリストに基づく各業務マニュアルの概ねの達成状況を踏まえて、新たなレベル分けを検討する。

これらのほか、今後、PDCAの取組に併せて、統計調査の各担当が主体的かつ効率的に業務マニュアルを改善し続ける仕組みの構築を進める。

## ■「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」(令和4年1月14日)

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会(抄)

### 第7章 再発防止策(提言)

#### ② 統計を統合的に理解する職員の配置

また、集計方法を含めた業務マニュアルが作成されていれば、制度設計を見直す者においても、当該マニュアルを確認することで具体的な集計方法を把握することができ、制度設計の見直しに活用できるのであって、集計方法も含めた業務マニュアルの作成も重要である。

## ■「国土交通省統計改革プラン」(令和4年8月10日) 国土交通省再発防止・統計検証タスクフォース(抄)

### 第4章 統計改革の具体策

#### 2.「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革

##### 「改善し続ける統計」への転換

統計改善プラットフォームにおいて、政府全体が目指す一定水準以上のマニュアルとなるよう、各統計作成部局と連携しつつ、統計プロセスの見える化(BPR)を行ったうえで、より具体的かつ明確な業務マニュアルへと改善する。

## ■「公的統計の総合的な品質向上に向けて(建議)」(令和4年8月10日) 統計委員会(抄)

### 1 PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善

#### 【取組の意義】

PDCAサイクルにおけるPは、目的と、その目的を達成するための方法・手順から成る。この方法・手順の中核となるものが業務マニュアルである。さらに、統計作成プロセスは、様々な業務マニュアルから構成され、かつ、多数の関係者が携わるものとなっている。したがって、業務マニュアルを整備し、組織として共有することは、統計を適切に作成し続け、継続的に見直し・改善を進めるために重要な意義を持つものである。

また、「総合プロジェクト」である統計の作成では、例えば、新たに発生した課題に対して、異なる業務プロセス間における連携がうまくいかず、結果的に誤りが生じることもある。このため、ここの担当だけでは抑止することが困難な事案が発生することも想定して、適切な役割分担・連携が行われるようにしておく必要がある。具体的には、個々の業務の目的・内容・必要な手続きと判断基準、役割分担(担当者)、スケジュールなどを業務マニュアルとして可視化し、幹部職員も含め関係者全体で共有するとともに、実際に行った業務の記録やその成果物を残すことによって、一人一人が業務プロセス全体を意識しつつ組織的に業務を遂行できるようにしておくことが重要である。こうした取組は、担当者が後退した場合においても継続的に業務の品質を維持・向上するために必須である。さらに、業務マニュアルを整備することにより、当該業務の管理的立場にある幹部職員が、統計作成プロセスの全体管理や業務マネジメントを的確に行うことができるようにすることが重要である。

### ■「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日 閣議決定)(妙)

#### 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

##### 3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保

###### (1) PDCAサイクルの定着

これらを踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、各府省に、統計幹事等の下、総合的品質管理(TQM)の考えに基づき、業務マニュアルの整備・更新を進め、自己点検とその結果に基づく自己改善の取組を行う体制を確立する。

#### 別表 今後5年間に講ずる具体的施策

##### 「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」部分

###### No.66 (担当府省:各府省)

- …、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新やPDCAサイクルの確立・定着についてリーダーシップを発揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証(自己点検)が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。

###### No.69 (担当府省:各府省)

- 点検・評価ガイドラインに基づく事後検証(自己点検)などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。

###### No.73 (担当府省:各府省)

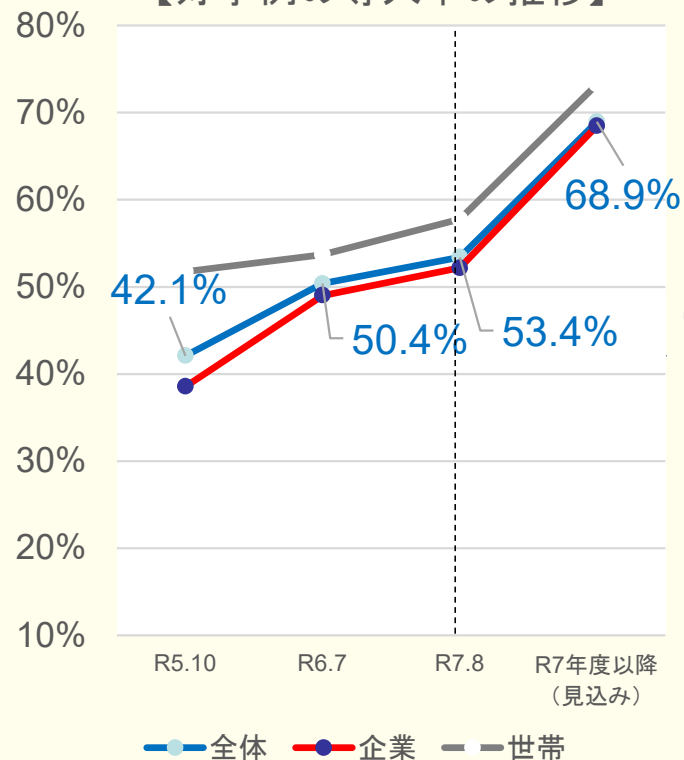
- 業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証(自己点検)において、定期的に確認を行う。

###### No.87 (担当府省:各府省)

- 業務マニュアル等の整備を行う際に、集計システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなどの見える化を図る。また、上記の汎用的な集計ツールなども活用し、集計システム全般を改善するとともに、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化を推進する。

- 92%の統計調査でオンライン回答が可能である一方で、オンライン回答があまり進まないことが課題。
- オンライン回答率の向上に向けた好事例（13の方策）を省内で共有しており、現時点で約5割の統計調査が好事例の方策を導入済み。
- 今後、好事例の導入率は増加する見込みであり、これも活用してオンライン回答率の向上に取り組み、3年後までを目途に全体で7割以上のオンライン回答率を目指す。

【好事例の導入率の推移】

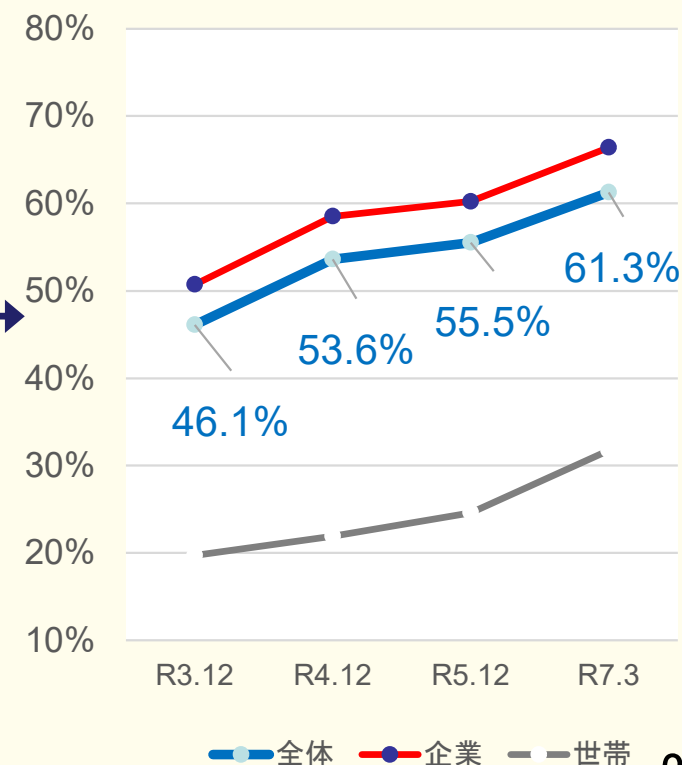


オンライン回答率の向上のため、  
好事例の導入を促進

【好事例の例】

- 回答方法を示す文面において、「オンライン回答 ⇒ 郵送回答」の順序で回答方法を記載
- 簡単に回答できるようQRコードを導入
- オンライン回答を行うメリットを明記
- オンライン調査票に自動計算・自動入力機能の追加など

【オンライン回答率の推移】



## 2 (4) オンライン回答率の向上に向けた取組 (2/4)

| <div>全体</div> オンライン回答率の向上に向けた方策（好事例） |                                                    | ヒアリング<br>時の導入率<br>(R5. 秋) | ヒアリング後の<br>導入率<br>(R6. 7月) | ヒアリング<br>後の導入率<br>(R7. 8月) | 今後の導入率<br>(見込み) |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| ①                                    | 調査票等を送付する封筒の表裏にオンラインによる回答方法を記載                     | 19%                       | 25%                        | 28%                        | 60%             |
| ②                                    | 回答方法を示す文面において、「オンライン回答 → 郵送回答」の順序で回答方法を記載          | 39%                       | 53%                        | 56%                        | 77%             |
| ③                                    | 調査の依頼文において「原則オンライン回答」と明記し、それが難しい場合には別途郵送回答も可能とする記載 | 21%                       | 30%                        | 33%                        | 54%             |
| ④                                    | オンライン回答フォームから簡単に回答できるようQRコードを導入                    | 35%                       | 50%                        | 57%                        | 72%             |
| ⑤                                    | QRコードが読まれない場合を想定し、e-Survey等の検索ワードを明記               | 33%                       | 43%                        | 48%                        | 59%             |
| ⑥                                    | オンライン回答の手順が詳細に示されたわかりやすいガイドを同封する                   | 64%                       | 77%                        | 77%                        | 88%             |
| ⑦                                    | 国交省HPにオンライン回答ページのバナーを貼ることにより信頼性を持たせる               | 42%                       | 49%                        | 49%                        | 67%             |
| ⑧                                    | オンライン回答を行うメリットを明記                                  | 46%                       | 53%                        | 59%                        | 81%             |
| ⑨                                    | 自動計算・自動入力機能の追加                                     | 50%                       | 60%                        | 60%                        | 71%             |
| ⑩                                    | 回答不要設問のスキップ機能の追加                                   | 40%                       | 43%                        | 46%                        | 67%             |
| ⑪                                    | 回答内容のエラーチェック機能の追加                                  | 66%                       | 74%                        | 81%                        | 85%             |
| ⑫                                    | 回答結果の出力機能の追加                                       | 57%                       | 60%                        | 60%                        | 64%             |
| ⑬                                    | 報告者に対し、個別に電話等によりオンライン回答を促す                         | 35%                       | 38%                        | 40%                        | 51%             |

## 2 (4) オンライン回答率の向上に向けた取組 (3/4)

| 企業系調査 | オンライン回答率の向上に向けた方策（好事例）                             | ヒアリング時の導入率 | ヒアリング後の導入率 | ヒアリング後の導入率 | 今後の導入率 |
|-------|----------------------------------------------------|------------|------------|------------|--------|
|       |                                                    | (R5. 秋)    | (R6. 7月)   | (R7. 8月)   | (見込み)  |
| ①     | 調査票等を送付する封筒の表裏にオンラインによる回答方法を記載                     | 15%        | 20%        | 20%        | 53%    |
| ②     | 回答方法を示す文面において、「オンライン回答 → 郵送回答」の順序で回答方法を記載          | 37%        | 55%        | 56%        | 74%    |
| ③     | 調査の依頼文において「原則オンライン回答」と明記し、それが難しい場合には別途郵送回答も可能とする記載 | 22%        | 32%        | 37%        | 58%    |
| ④     | オンライン回答フォームから簡単に回答できるようQRコードを導入                    | 18%        | 36%        | 45%        | 61%    |
| ⑤     | QRコードが読まれない場合を想定し、e-Survey等の検索ワードを明記               | 18%        | 33%        | 39%        | 55%    |
| ⑥     | オンライン回答の手順が詳細に示されたわかりやすいガイドを同封する                   | 62%        | 79%        | 79%        | 89%    |
| ⑦     | 国交省HPにオンライン回答ページのバナーを貼ることにより信頼性を持たせる               | 44%        | 53%        | 53%        | 76%    |
| ⑧     | オンライン回答を行うメリットを明記                                  | 39%        | 50%        | 56%        | 79%    |
| ⑨     | 自動計算・自動入力機能の追加                                     | 50%        | 61%        | 61%        | 72%    |
| ⑩     | 回答不要設問のスキップ機能の追加                                   | 30%        | 35%        | 37%        | 59%    |
| ⑪     | 回答内容のエラーチェック機能の追加                                  | 68%        | 79%        | 82%        | 82%    |
| ⑫     | 回答結果の出力機能の追加                                       | 63%        | 66%        | 66%        | 72%    |
| ⑬     | 報告者に対し、個別に電話等によりオンライン回答を促す                         | 35%        | 38%        | 47%        | 60%    |

## 2 (4) オンライン回答率の向上に向けた取組 (4/4)

| 世帯系<br>調査 | オンライン回答率の向上に向けた方策（好事例）                             | ヒアリング<br>時の導入率 | ヒアリング後の<br>導入率 | ヒアリング<br>後の導入率 | 今後の導入率 |
|-----------|----------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|--------|
|           |                                                    | (R5. 秋)        | (R6. 7月)       | (R7. 8月)       | (見込み)  |
| ①         | 調査票等を送付する封筒の表裏にオンラインによる回答方法を記載                     | 31%            | 38%            | 54%            | 85%    |
| ②         | 回答方法を示す文面において、「オンライン回答 → 郵送回答」の順序で回答方法を記載          | 45%            | 45%            | 54%            | 85%    |
| ③         | 調査の依頼文において「原則オンライン回答」と明記し、それが難しい場合には別途郵送回答も可能とする記載 | 20%            | 20%            | 20%            | 40%    |
| ④         | オンライン回答フォームから簡単に回答できるようQRコードを導入                    | 77%            | 85%            | 85%            | 100%   |
| ⑤         | QRコードが読まれない場合を想定し、e-Survey等の検索ワードを明記               | 69%            | 69%            | 69%            | 69%    |
| ⑥         | オンライン回答の手順が詳細に示されたわかりやすいガイドを同封する                   | 69%            | 69%            | 69%            | 85%    |
| ⑦         | 国交省HPにオンライン回答ページのバナーを貼ることにより信頼性を持たせる               | 38%            | 38%            | 38%            | 46%    |
| ⑧         | オンライン回答を行うメリットを明記                                  | 62%            | 62%            | 62%            | 85%    |
| ⑨         | 自動計算・自動入力機能の追加                                     | 50%            | 58%            | 58%            | 69%    |
| ⑩         | 回答不要設問のスキップ機能の追加                                   | 58%            | 58%            | 67%            | 83%    |
| ⑪         | 回答内容のエラーチェック機能の追加                                  | 62%            | 62%            | 77%            | 92%    |
| ⑫         | 回答結果の出力機能の追加                                       | 40%            | 40%            | 40%            | 40%    |
| ⑬         | 報告者に対し、個別に電話等によりオンライン回答を促す                         | -              | -              | -              | -24    |

### 経 緯

これまでの統計委員会や統計品質改善会議において、複数の委員から「国土交通省のHPは統計に関する必要な情報を探し難い」などの指摘を受けており、改善が要望されていた。

### 従 前

- ① 統計情報HPのトップページを目視で見ると「統計情報メニュー」と「分野別」に分かれており、求めている情報の入り口が分かり難い。
- ② 複数分野に跨がる統計であっても、1つの分野にしか分類されておらず、目的の統計や各種データを探し難い状況。
- ③ 各統計調査のページにおいて部局毎に記載項目や内容に濃淡があり、また、レイアウトにもバラツキがあるため、利用者が求める情報を探し難いものが散見。



### 改善策（第1弾）

- ① 「統計情報」ページのトップページを刷新し、21の主要な分野を設定したほか、50音順にも探索出来るように改善。
- ② 複数分野に跨がる統計調査がある場合には、それぞれでもアクセスできるように改善。
- ③ 各統計調査ページの基本的な記載項目を揃えた上で、その内容を充実させるとともに、少ないスクロールで各項目を閲覧できるよう改善。

### 改善策①

- 従前の「統計情報メニュー」欄には全ての統計情報が含まれておらず、また、「分野別 統計・データ」とも一致していないため、統計情報を探す入り口として「分野別」に統一。
- 「50音順」及び「過去に作成していた統計等」を新たに作成し、探しやすさを向上。

#### 【従前】

統計情報

ホーム > 白書・オープンデータ > 統計情報

統計情報メニュー

- 交通関係統計資料
- 土地関係統計資料
- 国土交通月例経済
- 建築・住宅関係統計
- 建設工事関係統計
- 大都市交通センサス
- 物流センサス
- 全国幹線旅客流動調査
- 統計関係情報
- 国土交通省統計公表予定
- 統計調査の延期・中止のお知らせ
- e-Stat 政府統計の総合窓口

新着情報

- 令和6年8月の建設工事受注動態統計調査(大手50社調査)結果(2024年9月30日)
- 建築着工統計調査報告(令和6年8月分)(2024年9月30日)
- 航空輸送統計速報(令和6年7月分)(2024年9月27日)
- 鉄道輸送統計月報(概要)(令和6年(2024年)6月分)(2024年9月27日)
- 内航船舶輸送統計月報の概要(令和6年6月分)(2024年9月26日)
- 港湾統計速報(令和6年7月分)(2024年9月26日)
- 建設労働需給調査結果(令和6年8月分調査)について(2024年9月25日)
- 9月の主要建設資材の需給動向は全ての調査対象資材において均衡～主要建設資材需給・価格動向調査(令和6年9月1～5日現在)の結果～(2024年9月25日)
- 建設総合統計(令和6年7月分)(2024年9月17日)
- 建設工事受注動態統計調査報告(令和6年7月分)(2024年9月10日)

分野別 統計・データ

- 港湾
- 建設機械
- 河川
- 鉄道
- その他
- 航空
- 道路
- 土地
- 自動車

#### 【改善後】

統計情報

ホーム > 白書・オープンデータ > 統計情報

新着情報

- 建設総合統計(令和7年5月分)(2025年7月17日)
- 建設工事受注動態統計調査報告(令和7年5月分)(2025年7月10日)
- 鉄道輸送統計月報(概要)(令和7年(2025年)3月分)(2025年7月7日)
- 航空輸送統計年報(令和6年度(2024年度)分)概要(2025年6月30日)
- 航空輸送統計速報(令和7年4月分)(2025年6月30日)
- 令和7年5月の建設工事受注動態統計調査(大手50社調査)結果(2025年6月30日)
- 建築着工統計調査報告(令和7年5月分)(2025年6月30日)
- 港湾統計速報(令和7年4月分)(2025年6月26日)

統計・データを探す

統計を利用する際の留意事項  
統計調査の基礎知識

分野別

建設

建設業・建設関連業等

建設工事

土地・不動産

住宅・建築

交通

道路交通・道路

鉄道

自動車

倉庫

船舶・船員

港湾

航空

空港

統計名一覧

統計名一覧(50音順)

過去に作成していた統計等

### 改善策②

より探しやすい分野別に整理しつつ、複数分野に跨がる統計・データであっても、それぞれの分野にリンクを作成するなど、探しやすさを改善。

【例】 鉄道輸送統計調査を探す場合

【従前】

統計情報

ホーム > 白書・オープンデータ > 統計情報

統計情報メニュー

- 交通関係統計資料
- 土地関係統計調査
- 国土交通月例経済
- 建築・住宅関係統計
- 建設工事関係統計
- 大都市交通センサス
- 物流センサス
- 全国幹線旅客経路流動調査
- 統計関係情報
- 国土交通省統計公表予定
- 統計調査の延期・中止のお知らせ

新着情報

- 令和6年8月の建設工事受注動態統計調査(大手50社調査)結果(2024年9月30日)
- 建築着工統計調査報告(令和6年8月分)(2024年9月30日)
- 航空輸送統計速報(令和6年7月分)(2024年9月27日)
- 鉄道輸送統計月報(概要)(令和6年(2024年)6月分)(2024年9月27日)
- 内航船舶輸送統計月報の概要(令和6年6月分)(2024年9月26日)
- 港湾統計速報(令和6年7月分)(2024年9月26日)
- 建設労働需給調査結果(令和6年8月分調査)について(2024年9月25日)
- 9月の主要建設資材の需給動向は全ての調査対象資材において均衡～主要建設資材需給・価格動向調査(令和6年9月1～5日現在)の結果～(2024年9月25日)
- 建設総合統計(令和6年7月分)(2024年9月17日)
- 建設工事受注動態統計調査報告(令和6年7月分)(2024年9月10日)

分野別 統計・データ

- 港湾
- 建設機械
- 河川
- 鉄道
- その他
- 航空
- 道路
- 土地
- 自動車

従前はここ

【改善後】

統計情報

ホーム > 白書・オープンデータ > 統計情報

新着情報

- 建設総合統計(令和7年5月分)(2025年7月17日)
- 建設工事受注動態統計調査報告(令和7年5月分)(2025年7月10日)
- 鉄道輸送統計月報(概要)(令和7年(2025年)3月分)(2025年7月7日)
- 航空輸送統計年報(令和6年度(2024年度)分)概要(2025年6月30日)
- 航空輸送統計速報(令和7年4月分)(2025年6月30日)
- 令和7年5月の建設工事受注動態統計調査(大手50社調査)結果(2025年6月30日)
- 建築着工統計調査報告(令和7年5月分)(2025年6月30日)

統計・データを探す

統計を利用する際の留意事項  
統計調査の基礎知識

分野別

建設

- 建設業・建設関連業等
- 建設工事
- 土地・不動産
- 住宅・建築

交通

- 道路交通・道路
- 鉄道
- 自動車
- 倉庫
- 船舶・船員
- 港湾
- 航空
- 空港

月例経済等

- 月例経済
- 流動・移動
- 北海道法人企業投資状況調査
- 産業連関表

統計名一覧

- 統計名一覧(50音順)
- 過去に作成していた統計

改善後はここ

## 改善策③

各統計調査ごとに異なっていた項目や記載内容も揃えつつ、少ないスクロールにより各項目を閲覧出来るようにし、一目見て欲しい情報がどこにあるか判別できるよう改善。

### 【従前】

マンション総合調査 該当統計ページ

**調査の概要**

**調査の目的**

マンション管理の実態等について調査し、マンションの管理に関しこれまでに講じられてきた施策の効果の検証、必要となる施策

**調査の対象**

- 1 管理組合調査票
  - (1) マンション管理組合
- 2 区分所有者調査票
  - (1) マンションに居住する区分所有者

**調査事項**

- 1 管理組合調査票
  - (1) マンションの概要について
    - ① マンションの敷地、建物の概要
    - ② 住宅部分の使用用途等
  - (2) 管理組合の運営について
    - ① 管理組合の設立
    - ② 管理組合の役員等
    - ③ 組合の開催
    - ④ 役員等の選任及び人数
    - ⑤ 役員報酬
    - ⑥ 理事会の開催
    - ⑦ 専門委員会の設置状況
    - ⑧ 組合員及び居住者名簿の有無
    - ⑨ 締結している損害保険契約
    - ⑩ 大規模災害への対応状況
    - ⑪ 防犯対策
    - ⑫ 専門家の活用状況
  - (3) 管理規約の作成及び改正について
    - ① 管理規約
    - ② 使用細則及び協定
  - (4) 管理組合の経理について
    - ① 管理費の額
    - ② 管理費の決定方法
    - ③ 修繕積立金の額及び決定方法
    - ④ 修繕積立金の運用先
    - ⑤ マンションの修繕積立金に関するガイドラインの認知状況
    - ⑥ 会計監査
    - ⑦ 管理費等の滞納状況
  - (5) 長期修繕計画について
    - ① 長期修繕計画の作成状況
  - (6) 修繕・改修・建替えについて
    - ① 大規模な計画修繕工事の実施状況
    - ② 当面に実施した大規模な計画修繕工事
    - ③ 耐震診断・耐震改修
    - ④ 老朽化対策
    - ⑤ マンション改修に関するマニュアルの認知状況
    - ⑥ マンション建替えに関するマニュアルの認知状況
    - ⑦ その他の技術情報の認知状況
  - (7) 管理事務について
    - ① 管理事務の状況
    - ② 設計図書の内容

### 【改善後】

マンション総合調査

管理組合や区分所有者のマンション管理の実態を把握するための調査です。5年に一度実施しています。

その他、マンションに関する統計・データについては以下のリンクよりご参照ください。  
[・マンションに関する統計・データ等](#)

平成30年度調査の結果に訂正がありますので、新旧情報よりご確認ください。

**調査の概要**

**調査の概要**

|         |         |           |
|---------|---------|-----------|
| ■ 調査の目的 | ■ 調査の沿革 | ■ 調査の根拠法令 |
| ■ 調査の対象 | ■ 抽出方法  | ■ 調査事項    |
| ■ 調査の時期 | ■ 調査票   | ■ 調査方法    |

>

**マンション総合調査の結果（令和6年6月21日公表）**

**統計表**

> 調査結果概要（報道発表資料）

> [令和5年度調査](#)

> [平成30年度調査](#)

> [平成25年度調査](#)

> [平成20年度調査](#)

**公表表（e-Statへ）**

> 統計表のExcelファイル等はここに掲載されています。

> [新旧情報](#)

**利用にあたっての参考情報**

|             |         |          |
|-------------|---------|----------|
| > ■ 集計・推計方法 | ■ 出典の解説 | ■ 利用上の注意 |
| ■ 利用事例      |         |          |

**今後の公表予定**

現在、公表予定はありません。

- 今回の国土交通省統計情報HPの改善は、初段階として、トップページや各統計調査のページにおける「見やすさ」や「探しやすさ」の改善を意図したもの。
- 今後も使われるHPを目指して改善を図っていくこととし、その改善のポイントは以下のとおり。
  - (1) 幅広いユーザにより使われるようにするため、各統計調査のポイントを整理した概要ペーパーの作成に向けた検討を進める。
  - (2) 統計作成における透明性の確保の観点からは、より詳細な統計作成プロセスの開示が考えられ、既存資料がある統計調査は当該資料をベースに掲載を進めつつ、既存資料のない統計調査においても統計作成プロセスを掲載する方向で検討していく。

### 第197回統計委員会 (R5. 9. 27)

- ・ (中略) 例えば、今回、建設受注の過去のデータを見に行くと、過去の推計は、不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議の報告書に基づいて行っていますというのが一行書いてあるだけで、特に報告書のリンクも張られておらず、自分でその報告書を検索して見にいかなければいけません。また見ても、特に一般の方には一言でどうやっているのかというのがよく分からないので、手法等の概要を一枚付けておいていただくと、ユーザーの方からも見やすく分かりやすく使いやすい統計になっていくのではと思いました。

### 第9回統計品質改善会議 (R6. 8. 30)

- ・ (中略) 統計の解説を知りたいんです。どういうつくり方をされているのか、それを探すのが国交省は物すごく大変。厚労省も、昔は労働系、物すごく大変だったんだけど、(中略) ああいう個別の委員会で物すごく細かく出るんです。国交省はそこまで細かくしなくてもいいけれども、もっと分かりやすく一覧性のあるサイトにしていただければいいと思うんです。

### 第16回統計品質改善会議 (R7. 6. 27)

- ・ 建設投資見通しの作成方法を調べようと思ったが、国土交通省のホームページで探すことに苦勞している。ユーザーフレンドリーにしていきたい。
- ・ 国土交通省のホームページにおいて、建設分野と交通分野のそれぞれが所管している統計の全容が分かるようなプラットフォームがあると良い。

## 1. 統計部局の組織体制の改革

### 【組織体制の強化】

#### 【主な実施状況】

所管統計全般の企画立案及び品質改善を担う体制として、「統計品質改善チーム」を新たに設置したほか、統計担当の人員体制を強化。

＜例＞

- ・「統計品質改善チーム」を新たに設置
- ・統計政策特別研究官と統計分析官を新設

#### 【今後の課題】

各種統計実務を統合的に理解する職員の育成・配置。

### 【人材育成の充実】

#### 【主な実施状況】

統計研修の受講を推進するとともに、他の統計作成組織との意見交換や人事交流等を促進するなど、人材育成の充実に向けた取組を実施。

＜例＞

- ・統計データアナリスト等(総務省認定)の取得を推進
- ・他省等との意見交換を実施

#### 【今後の課題】

統計部局に配置される職員が安心してキャリアを形成し、誇りを持てる風土づくり。

### 【統計プロセスの合理化・効率化】

#### 【主な実施状況】

調査実施を担う都道府県等の機関との意見交換を実施するとともに、集計業務等のノウハウを有する民間事業者の適切な活用を強化。

＜例＞

- ・都道府県等が関与する統計調査に係る意見交換を実施
- ・調査票の回収・督促等の定型業務を外部委託

#### 【今後の課題】

行政記録情報等の既存情報の活用、ニーズの乏しくなった統計の廃止等の棚卸し。

### 【問題発見と解決を奨励する組織風土づくり】

#### 【主な実施状況】

誤り発見時のルールを周知徹底し、相談窓口の設置やアドバイザーの任命など気軽に相談できる体制を構築。また、若手職員との意見交換を実施。

＜例＞

- ・担当課長会議等の場で、誤り発見時のルールを周知徹底
- ・「EBPM・情報政策アドバイザー」を任命(1名)

#### 【今後の課題】

組織風土改革に向けた部局内のコミュニケーションの充実等。

## 2. 開かれ、使われ、改善し続ける統計への改革

### 【「開かれた統計」への転換(統計のオープン化)】

#### 【主な実施状況】

統計プロセスの開示に努めているとともに、ニーズを把握するための関係者との意見交換を実施。

＜例＞

- ・統計プロセスを開示(約9割)
- ・政策担当部局や経済アナリスト等との意見交換を実施

#### 【今後の課題】

ユーザーニーズを把握するための意見交換等のあり方。

### 【使われる統計への転換(EBPMの推進)】

#### 【主な実施状況】

EBPM・情報政策本部においてEBPM取組方針を定めるとともに、EBPMの観点から優良事業改善事例を選定し、その横展開を実施。

＜例＞

- ・EBPM取組方針に基づくEBPM研修を実施
- ・優良事業改善事例を選定し、省内で横展開

#### 【課題】

政策部局と統計部局の一層の連携強化、統計一タ等の活用によるEBPMの推進。

### 【改善し続ける統計への転換】

#### 【主な実施状況】

調査実施時におけるPDCAサイクルの強化、業務マニュアル等の見直し・改善を実施。また、専門家による統計品質改善の審議・検討を実施。

＜例＞

- ・「統計品質改善会議」の開催
- ・全ての業務マニュアルの見直し・改善を実施

#### 【課題】

業務マニュアルのさらなる改善。

### 【統計DXの推進】

#### 【主な実施状況】

e-Survey等によるオンライン調査化率の向上、オンライン回答率向上のための方策の導入促進によるオンライン回答率の向上を実施。

＜例＞

- ・e-Survey等のオンライン調査化率(全体:91.8%)
- ・オンライン回答率の向上(全体:61.3%)

#### 【課題】

統計作成プロセスにおける自動エラーチェック機能等の導入の促進、特に世帯系のオンライン回答率の向上。

## 3. 公文書管理の改善に向けた具体策

- 公文書管理に必要な事項を周知徹底し、管理体制、監査・点検の強化を実施。

### 1. 統計部局の組織体制の改革

#### 【組織体制の強化】

|                               |                                                                     |       |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| ○ 所管統計全般の企画立案及び品質改善を担う体制の立ち上げ | ・「統計品質改善チーム」(11名)を新たに設置                                             | R5.4～ |
| ○ 統計担当の人員体制を強化                | ・統計政策特別研究官と統計分析官を新設                                                 | R5.7～ |
|                               | ・統計品質管理官6名(総務省定員)を統計部局に配置                                           | R5.4～ |
|                               | ・統計部局の統計作成担当の2室に7名を増員                                               | R5.4  |
|                               | ・観光庁の統計担当が1名増員                                                      | R5.4～ |
| ○ 各種統計実務を統合的に理解する職員の育成・配置     | ・各種統計実務を統合的に理解する職員の育成・配置については、その育成方針の下で取り組むことが効果的であり、今後もその方針のあり方を検討 |       |

#### 【人材育成の充実】

|                                         |                                                                     |        |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------|
| ○ 統計研修の積極的かつ計画的な受講を推進                   | ・研修時に新たに統計の講義を実施<br>(本省の課長級(R4年度～)と初任係長(R5年度～)の研修時)                 | R4年度～  |
|                                         | ・統計データアナリスト等(総務省が認定)の取得を推進<br>(統計データアナリスト:10名、統計データアナリスト補:24名)      | R7.8時点 |
| ○ 他の統計作成組織との意見交換                        | ・他省等の統計所管部局と統計プロセスにおいて工夫した取組や課題に関する意見交換会を計10回実施                     | R5.1～  |
| ○ 統計人材の人事交流等の促進                         | ・総務省と国交省のそれぞれの統計部署間で人事交流                                            | R5.4～  |
| ○ 統計部局に配置される職員が安心してキャリアを形成し、誇りを持てる風土づくり | ・様々な人事系統がある中で、統計部局に配置される職員にとってどのようなキャリアパス等が相応しいかは中期的課題として、引き続き検討が必要 |        |

## 2 (7) プランの34項目の実施状況 (2/5)

### 【統計プロセスの合理化・効率化】

|                                     |                                                                    |        |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------|
| ○ 調査実施を担う都道府県等との意見交換                | ・都道府県等が関与する統計調査において、統計作成プロセスの改善や課題解決等のための意見交換を実施<br>(9の統計調査に関して実施) | R7.8時点 |
| ○ 集計業務等において民間事業者の適切な活用を強化           | ・調査票の回収・督促、データ集計、問い合わせ対応、疑義照会等の定型業務を外部委託<br>(実施割合:90.9%)           | R7.8時点 |
| ○ 行政記録情報やビックデータ等の活用も含めた統計業務の効率化や棚卸し | ・統計調査2本を廃止                                                         | R5年度～  |

### 【問題発見と解決を奨励する組織風土づくり】

|                              |                                                                                          |       |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ○ 誤り発見時のルールの周知徹底             | ・省内の統計担当課長会議(R4年度～)や統計の新任担当者向けの講習会(R6年度～)を定期的に行い、誤り発見時のルール等を周知徹底                         | R4年度～ |
| ○ 誤りの疑義等に関する相談窓口             | ・誤りの報告や統計プロセスにおける疑問を気軽に相談できる窓口として、統計品質改善チームの連絡先を周知                                       | R5年度～ |
| ○ アドバイザーの任命                  | ・「EBPM・情報政策アドバイザー(統計改革)」を1名任命                                                            | R4年度～ |
| ○ 組織風土改革に向けた部局内のコミュニケーションの充実 | ・若手職員によるグループディスカッションを実施                                                                  | R4.6～ |
|                              | ・若手職員と幹部職員の意見交換会を実施                                                                      | R4年度～ |
|                              | ・統計部局の担当者間同士がコミュニケーションを行いやすくするためにオフィスのレイアウト変更を実施<br>(交流スペースの設置、フリーアドレスの導入、打ち合わせスペースの充実等) | R6.3  |

### 2. 開かれ、使われ、改善し続ける統計への改革

#### 【開かれた統計」への転換(統計のオープン化)】

|                             |                                                                      |        |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------|
| ○ 二次利用要望への対応                | ・調査票情報の提供要望に対応<br>(全416件)                                            | R6年度分  |
| ○ ユーザー目線での統計プロセスの開示         | ・統計プロセスの開示状況 (93.8%)                                                 | R7.8時点 |
| ○ 政策担当部局等との意見交換による<br>ニーズ把握 | ・調査票情報の二次的利用に関するシステム構築のための<br>説明会を開催するなど、各部局とも意見交換を実施                | R5.12  |
|                             | ・民間主体のビジネス展開における公的データ等の活用実態<br>に関する講演会を開催                            | R7.1   |
|                             | ・交通分野又は建設分野の研究者、経済アナリストとの懇談<br>会を開催し、国土交通省所管の統計に対するニーズや課題<br>等を幅広く把握 | R7.3   |

#### 【使われる統計への転換(EBPMの推進)】

|                                 |                                                                         |            |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------|
| ○ 政策担当局と統計部門の一層の連携<br>強化        | ・政策部局と統計部局の連絡会議で定めた取組方針に基づ<br>き、EBPMの研修を実施<br>(R4年度:2回 R5年度:2回 R6年度:4回) | R4年度～      |
| ○ EBPMのモデルとなる先導的なロジック<br>モデルの作成 | ・行政事業レビューシートの優良事業改善事例を横展開<br>R5年度分:2件 R6年度分:1件                          | R5年度～      |
|                                 | ・省内に、EBPMの推進に有用な情報を提供                                                   |            |
| ○ 統計データ等の活用によるEBPMの推<br>進       | ・行政事業レビューシートの指標に活用されている統計<br>(全体:23.5% 基幹統計:33.3% 一般統計:22.0%)           | R5年度分<br>～ |

### 【改善し続ける統計への転換】

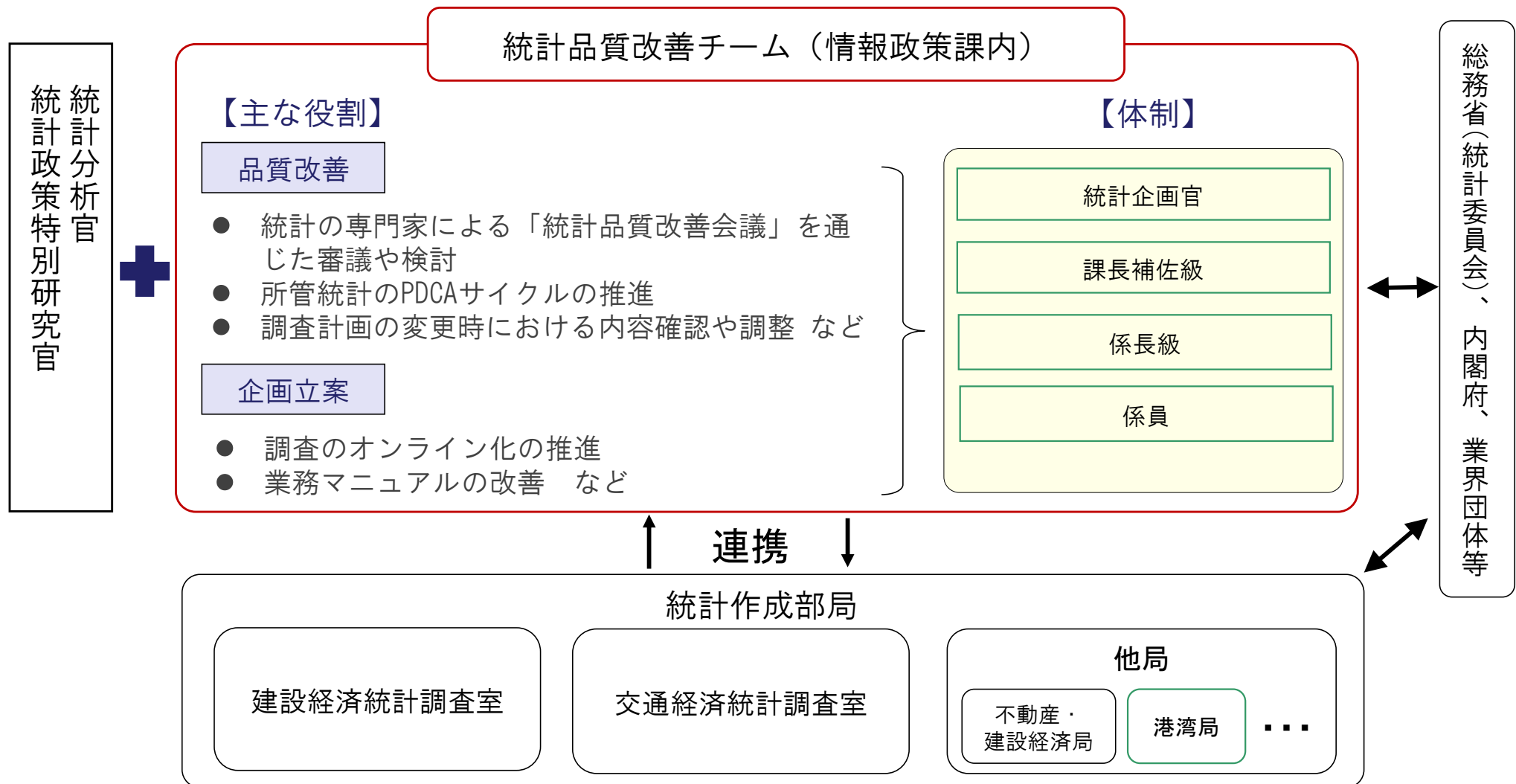
|                                         |                                                                                                              |       |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ○ 調査実施の3H(変更・初めて・久しぶり)時における複層的なチェック     | ・調査計画の変更時等に、統計の実務部門だけではなく、統計品質改善チームが内容を複層的に確認                                                                | R5.4～ |
| ○ 統計の専門家からなる「統計品質改善会議」において統計の品質改善の審議・検討 | ・これまでに会議を17回開催し、最近では主に以下を審議<br>建設工事受注動態統計調査の誤報告対策に関する中間整理<br>建設工事統計調査の見直しについて<br>国土交通省統計改革プランの改定に向けて(検討の方向性) | R4年度～ |
|                                         | ・同会議の構成員への事前相談や個別相談を多数実施                                                                                     | R4年度～ |
| ○ 統計作成プロセスや業務マニュアルの見直しを順次実施             | ・業務マニュアルに記載のない例外的な対応を行った際、記録に残すほか、プロセスや業務マニュアルの見直しを実施<br>(実績：5統計調査)                                          | R4年度～ |
| ○ 具体的かつ明確な業務マニュアルへの改善                   | ・統計品質改善チームが主導し、全ての統計調査の業務マニュアルの改善を推進                                                                         | R5年度～ |

### 【統計DXの推進】

|                                |                                                                              |        |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ○ エラーチェック等の作業プロセスの適正化を図るシステム改修 | ・統計プロセスにおける自動エラーチェック機能の導入状況<br>(導入率:28.8%)                                   | R7.8時点 |
| ○ e-Survey等を活用したオンライン調査化の推進    | ・e-Survey等のオンライン調査化率<br>(全体:91.8% 企業系調査:100.0% 世帯系調査:60.0%)                  | R7.3時点 |
| ○ オンライン回答率の向上                  | ・オンライン回答率向上のための方策導入を推進し、オンライン回答率の向上を図る<br>(全体:61.3% 企業系調査:66.4% 世帯系調査:31.7%) | R7.3時点 |
| ○ 建設工事IDの導入検討                  | ・建設工事関係の情報のデジタル化、不動産IDと連携した建築・都市のDX等の検討が進展していく中でどのような可能性をがあるかを模索             |        |
| ○ ID等によるデータベースの構築検討            |                                                                              |        |

### 3. 公文書管理の改善に向けた具体策

|                                   |                                                                                                                                         |        |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ○ 調査票が行政文書に該当すること等、公文書管理に必要な事項の周知 | ・行政文書ファイル管理簿、廃棄協議等の適正な実施の徹底、調査票等の適正管理の徹底、業務委託を行う際の留意事項の周知徹底等について、官房長通知を発出                                                               | R4.10  |
| ○ 各統計の業務マニュアルに公文書管理法に定める手続きを反映    | ・各統計調査の業務マニュアル等において、公文書管理法に定める手続き等(保存期間内の適切な管理等)の記載を徹底<br>(反映状況:100%)                                                                   | R7.8時点 |
| ○ 複数名の文書管理担当者を配置すること等により管理体制を強化   | ・国土交通省行政文書管理細則を改正し、組織に応じた複数の文書管理担当者の指名を基本とする内容に変更の<br>(本省の文書管理者当たりの文書管理担当者数:<br>R5.4.1時点 約3.06名 → R6.4.1時点 約3.96名<br>→ R7.4.1時点 約4.29名) | R4年度～  |
| ○ 公文書管理に係る研修の強化                   | ・文書管理者等を対象とする研修において、統計の不適切事案に関する内容を講義内容に追加し、主任文書管理者(各局総務課長)は毎年度受講するよう総括文書管理者(官房長)から指示                                                   | R4.9   |
| ○ 監査・点検の強化                        | ・監査マニュアルを令和4年6月に改正し、以下を改善<br>- 各課室の文書管理の状況を把握する際、ヒアリング中心からより具体的に確認する方法に変更<br>- 文書整理月間において公文書管理が不適切であった項目については、その後の監査において改善状況等を確認        | R4年度～  |



## 3 個別の実施状況

## 【不適切処理】

### 1. 不適切処理の概要

- ① 合算問題 : H12年の本統計調査の開始当初から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月の「受注高」に合算する処理を行っていた(R3年度から廃止)。[別紙1]
- ② 二重計上問題 : H25年度から、遅れて提出された調査票は本来の提出月に未回収調査票として扱われ、欠測値補完(回収率の逆数を乗じる)を行っていたため、合算処理と併せて二重計上が発生。[別紙1]
- ③ 事後対応問題 : 上記の問題をH31年の一斉点検時に報告せず、その後も明確な説明を行わなかった。

### 2. 検証委員会による問題等の指摘

○総理指示(R3年12月15日)を受け、国土交通大臣の下に設置した「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」が、上記①～③の問題点と原因について検証し、報告書をR4年1月14日に公表。[別紙2]

| 問題   | 原因論                                                                                                                           | 再発防止策                                                                                                                                                                          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合算   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●人的・物的余裕がなく、見直す機会もなかった</li> <li>◎作業を現場任せにした分業意識</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務過多の解消</li> <li>② 統計を統合的に理解する職員配置</li> <li>③ 専門知識の習得</li> <li>④ 専門家との相談体制の構築</li> <li>⑤ 問題発見時の対応方法の明確化、問題の発見と解決を奨励する風土の形成</li> </ul> |
| 二重計上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当が問題の気づきを得られなかった</li> <li>◎担当と上司との十分な共有がなく、情報が分断</li> </ul>                          |                                                                                                                                                                                |
| 事後対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●責任追及を回避したい意識</li> <li>◎短任期や業務過多により問題を先送りするインセンティブ</li> <li>◎問題の発覚が不利益となる構造</li> </ul> |                                                                                                                                                                                |

※同報告書の追補事項については、特別監査において、都道府県における合算書き換えの継続、回収率の計算方法の誤り、公文書管理等について追加調査(R4年5月13日公表)。

### 3. 遡及改定等

- 合算処理を行わない集計方法に変更し、二重計上を解消(R3年度から対応済み)。
- 「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」の報告書(R4年5月13日)に基づき、二重計上が影響する全期間(H25年4月分以降9年間分)を対象に、R4年8月5日、本統計調査及び本統計調査を用いて作成される建設総合統計を遡及改定(受注高は、最大5.2兆円/年度過大であった)。[別紙3]

※ R4年8月15日公表の2022 年4-6月期GDP速報(1次速報値)において、上記の建設総合統計の遡及改定を反映(最大0.1ポイントの影響)。

### 3 (1) 建設工事受注動態統計調査の改善(2/2)

#### 4. タスクフォースによる議論と対処策

- 再発防止策をとりまとめるため、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」(R4年1月20日設置)において議論。
- 総務省統計委員会の指示も受け、所管統計の点検を実施。「国土交通省統計改革プラン」の策定(R4年8月10日)。

[別紙4]

#### 5. 建設工事受注動態統計調査の改善(再発防止策)

- ☐ 本統計担当の増員(R5.4～)
- ☐ 民間への委託範囲の拡大(R5年度～)  
(従前は調査票の発送や読み込み作業であったが、調査票の督促や管理業務を追加)
- ☐ オンライン化の推進(R6年度～)
- ☐ 業務マニュアルの改善(R5年度に整備、継続的に改善)[別紙5] 等



統計改革プランに基づき、令和4年度以降に順次対応し、概ね対応済み

#### 【その後の取組】

##### 1. 誤報告事案への対応

- R5年度の調査対象事業者の回答に誤報告が発覚(受注月にのみ受注高を記載すべきにもかかわらず、手持ち受注高を継続して報告)。統計品質改善会議で議論し、「建設工事受注動態統計調査の誤報告対策に関する中間整理」をとりまとめ(R6年12月)。
- 正確な報告・誤りの発見のため、回答・集計システムのチェック機能、調査票、疑義照会の改善を実施。[別紙6]

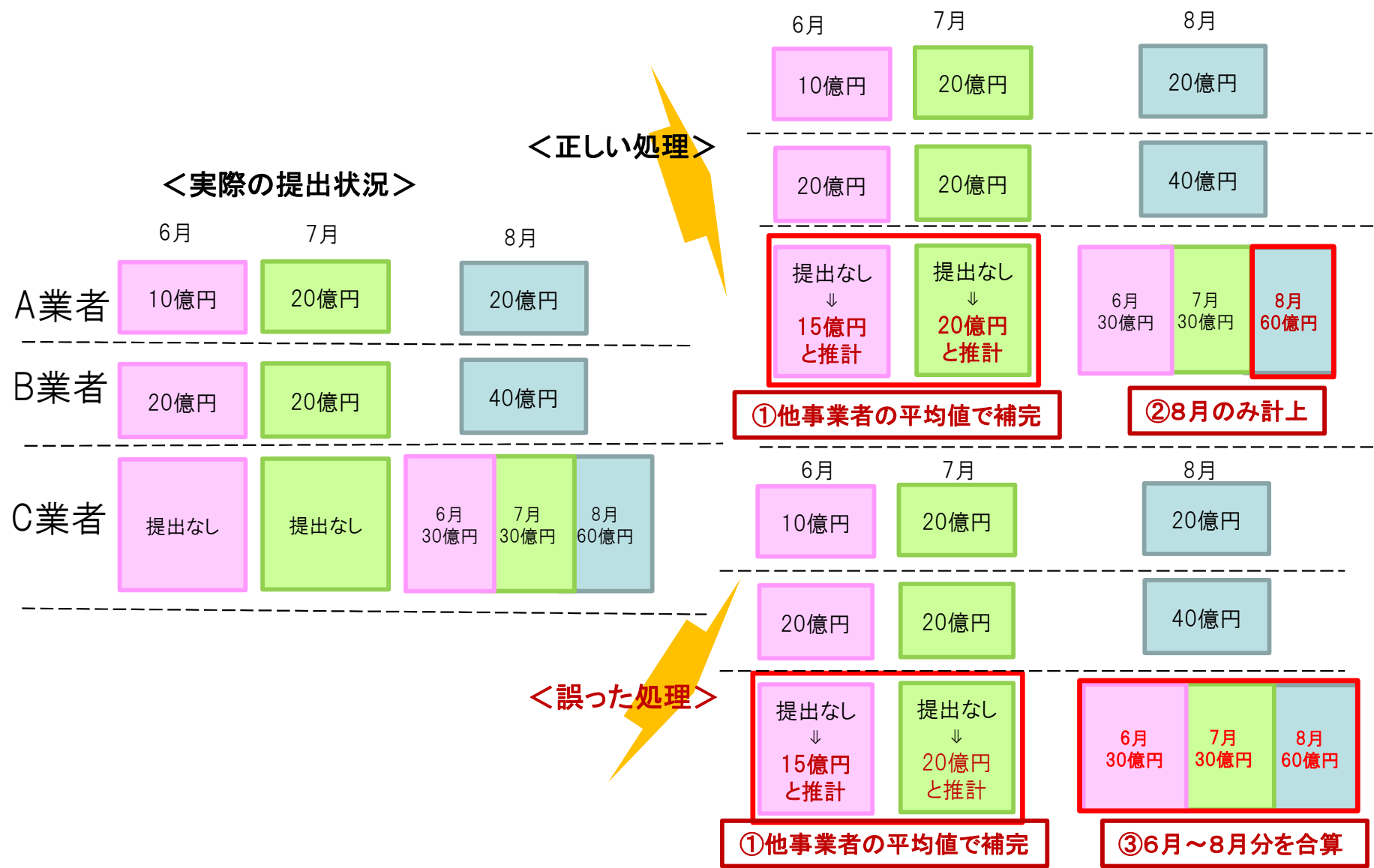
##### 2. オンライン化の推進

- 回答時点における誤入力の防止、個票の審査の効率化等を可能とするため、R6年度後半頃から新しいオンライン回答システムを導入し、令和7年4月分の回答から「オンライン回答を原則」として本格的に稼働。[別紙7]

##### 3. 今後に向けて

- 統計の根幹である集計区分のあり方等が時代に即したものとなっているか(同中間整理より)との観点から、今後の課題として、標本設計の見直しの必要性を検討することとされた(総務省統計委員会 R7年1月17日)。
- 建設工事統計調査の標本設計等のあり方については、統計業務の不断の改善を進めて行く中で、今後さらに検討を深めるべく、統計品質改善会議において論点を整理していく。[別紙8]

- ① 期限内に提出がなかった場合、他事業者の平均値で補完(①)
- ② 期限を過ぎて過去月分の調査票がまとめて提出されても、当月分には計上しない(②)
- ところが、
- ③ 期限を過ぎた過去月分についても計上(当月分と合算)したため、二重計上が発生(③)



|           | 第4章 事実認定関係                                                                                                                                                                                                 | 第5章 評価                                                                                                                                                                 | 第6章 原因論                                                                                                                                                                                                    | 第7章 再発防止策 |                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------|
| 1. 合算問題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○H12の建設受注統計の開始時点から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月調査票の「受注高」に合算するよう、統計室から都道府県に指示。</li> <li>○合算した理由は、①過月分調査票を遡及的に組み込むことは実務上困難、②合算した方が年間受注高が正確 等。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民の利用の観点からみて統計の注記に記載するなど公表なしに行われていた点、</li> <li>②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた点において、不適切。</li> </ul>                             | <p>（●直接的原因 ◎間接的原因）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人的・物的余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もないまま継続された。</li> <li>◎室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識。</li> </ul>                                                  | ①         | 業務過多の解消                            |
| 2. 二重計上問題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○H21年度からの推計方法の見直しの検討の結果、H25.4から、調査票未回収分の欠測値補完を開始したが、この際合算処理を継続した結果、二重計上問題が発生。</li> <li>○あえて大きな数字を公表する等の作為的な意図は認められなかった。時の政権のために二重計上を生じさせたことは確認できなかった。</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○過月分が二重に加算されるため、年次の統計として過大推計。</li> <li>○各手続きの最終的な統計作成への影響を精査する役割の担当者がいなかったことが過大推計を引き起こした理由。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●集計実務を担当する係長・係員が気づきを得られなかった。</li> <li>◎推計方法の見直し過程で、係長以下と、推計方法を検討していた補佐以上の間で十分な情報共有がなく、情報が分断。室長ら幹部の分業意識も背景。</li> </ul>                                               | ②         | 統計を統合的に理解する職員の配置                   |
|           |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                            | ③         | 職員の専門知識の習得                         |
|           |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                            | ④         | 専門家との相談体制の構築                       |
| 3. 事後対応問題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○H31.1の毎月勤労統計の一斉点検の際、係長が合算問題を補佐、企画専門官に相談したが、報告されなかった。</li> <li>○室長はR1.6頃に合算を、遅くともR1.11頃には二重計上を認識。課長、政総審もR1.12に認識。その後、会計検査院や総務省に十分な説明を行わず、合算処理廃止はR3.4分から。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○会計検査対応で二重計上の明確な説明を避け、総務省報告（R2.10）も合算処理の見直しが統計委評価部会から承認されたように装った。</li> <li>○R3.6に改善した集計結果を公表の際、複数月合算や二重計上を明らかにしていない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「隠ぺい工作」とまでいうかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識。</li> <li>◎管理職の短任期や統計室の業務過多により、問題を先送りするインセンティブ。</li> <li>◎問題の発覚が現職職員の不利益となる構造ゆえに、問題を隠蔽し又は矮小化させるインセンティブ。</li> </ul> | ⑤         | 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成 |

## 1 遡及改定に必要な「推計手法」の決定

- 遡及改定には、**二重計上の原因となる合算の影響を推計により取り除くことが必要**。
- その手法として、複数の案を比較・検証した結果、  
精度が高く、簡便な手法である「**合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する方法**」を決定。

### 想定される推計手法

- 手法①：合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する方法
- 手法②：標本抽出層ごとの月別受注高の平均値に比例させて配分する方法
- 手法③：調査票裏面の個別工事の請負契約額の合計に比例させて配分する方法
- 手法④：「当月に近い受注月ほど受注高が大きい」という仮説に基づく推定により配分する方法

ほぼ完全な復元を行うことができるR2年度分の受注統計について、約11万枚の調査票を1枚1枚精査して作成したデータベース（注）を基に、手法①から手法④までの妥当性を比較・検証

精度が高く、簡便な手法である**手法①「合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する手法」**を決定

（注）R2年度分のデータベースに基づき、R2年度の受注統計への二重計上等の影響を算出したところ、その影響（前月分合算によるもの）は、+2.8%（+1.5兆円/年）であった。また、仮に、複数月合算をしていた場合を想定し、その影響を試算すると、+5.3%（+2.8兆円/年）となった。

## 2 今後の遡及改定

- 国土交通省において、今後、この「推計手法」に基づき、**二重計上が影響する全期間(H25.4分以降9年間分)の受注統計及び建設総合統計**について、適正かつ速やかに**遡及改定を実施・公表**。

※なお、「完成予定年月の書き換え」について、完成予定年月を受注月に修正して集計に含める処理は、むしろ適切。

（参考）H25～R2年度における受注統計への二重計上等の影響度が、上記（R2年度分の影響）と同程度との仮定において、建設総合統計への二重計上等の影響度を大まかに試算すると▲0.3%～+0.6%程度となった。これは、R2年度分の受注統計への影響（上記+5.3%）や、建設総合統計の毎年のデータ更新に伴う変動幅（R2年度1.7%）より小さい。なお、この試算は各年度のデータを精査したものではない。

- 「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」において決定された方法に基づいて遡及改定を行い、推計値を算出しました※注1。
- その影響（H25～R3の訂正前の公表値から訂正後の数値を控除した額とその割合）を表で示すと、以下のとおりです。

|                          | 訂正前の公表値－訂正後の数値（上段：差額[兆円]、下段：割合[%]）※注2 |                     |                     |                     |                     |                     |                    |                    |                    |
|--------------------------|---------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                          | H25<br>(2013)<br>年度                   | H26<br>(2014)<br>年度 | H27<br>(2015)<br>年度 | H28<br>(2016)<br>年度 | H29<br>(2017)<br>年度 | H30<br>(2018)<br>年度 | R1<br>(2019)<br>年度 | R2<br>(2020)<br>年度 | R3<br>(2021)<br>年度 |
| 受注統計<br>元請受注高            | 2.5兆円                                 | 2.2兆円               | 2.6兆円               | 2.3兆円               | 2.4兆円               | 2.6兆円               | 1.3兆円              | 1.5兆円              | ▲0.1兆円             |
|                          | 5.1%                                  | 4.2%                | 4.8%                | 4.2%                | 4.4%                | 4.4%                | 2.4%               | 2.8%               | ▲0.1%              |
| 受注統計<br>受注高合計<br>(元請＋下請) | 4.6兆円                                 | 4.1兆円               | 5.2兆円               | 5.2兆円               | 4.3兆円               | 5.1兆円               | 3.2兆円              | 2.8兆円              | 0.7兆円              |
|                          | 6.4%                                  | 5.6%                | 6.5%                | 6.5%                | 5.5%                | 6.2%                | 4.0%               | 3.6%               | 0.7%               |
| 建設総合統計<br>※注3            | 0.2兆円                                 | 0.2兆円               | 0.2兆円               | 0.2兆円               | 0.1兆円               | 0.1兆円               | 0.3兆円              | 0.3兆円              | ▲0.3兆円             |
|                          | 0.5%                                  | 0.4%                | 0.4%                | 0.5%                | 0.2%                | 0.2%                | 0.6%               | 0.6%               | ▲0.5%              |

※注1：以下の誤りについて、併せて訂正を行っています。

（建設工事受注動態統計調査）

- ・ 令和3年4月分の下請け受注高における事業者からの報告誤り

（建設総合統計）

- ・ 平成29年度の補正率算定時における数値の取り違え
- ・ 平成28年12月に公表した建築着工統計調査（平成25年7月分）の着工相当額の修正値の反映漏れ

※注2：正の値は訂正前の公表値が過大であったことを示し、負の値（▲）は過小であったことを示しています。

※注3：訂正前後の数値ともに、令和元年度から3年度においては、令和元年度の建設投資額の実績値を用いて算出しています。

また、平成30年度以前においては、各年度の建設投資額の実績値をそれぞれ用いて算出しています。

## 第1章 はじめに

- 不適切事案を決して再発させない、という強い決意のもと、「開かれ、使われ、改善し続ける統計へ」を基本原則として、統計改革を推進

## 第2章 検証委員会報告書等による指摘事項

- 原因：業務過多、情報の分断、分業意識、問題を先送りする構造、組織マネジメント上の課題 等
- 再発防止策(提言)：業務過多の解消、統計を統合的に理解する職員の配置、職員の専門知識の習得、専門家との相談体制の構築、問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

## 第3章 所管統計の点検結果概要

### 基幹統計(9統計:統計委員会指示点検)及び一般統計(55統計:国交省独自点検)

#### (1)統計作成プロセスごとの実施機関

- ・大半の調査における担当職員は1～2名(基幹統計)、1名程度(一般統計)。複層的なチェックや品質改善に課題。

#### (2)調査・集計プロセスのマニュアルの整備状況

- ・大半の統計調査でマニュアル有り。記載の質及び量の更なる充実が必要。
- ・マニュアルが管理職まで共有されていない(建設工事施工統計調査・建設工事受注動態統計調査)。
- ・マニュアルを作成中(建築工事費調査)。

#### (3)調査・集計プロセスの変更時の対応状況

- ・調査・集計プロセスの変更時において、業務フロー全体への影響確認を実施しているが、専門家の関与なし。

#### (4)遅延調査票の取扱い

- ・「合算問題」及び「二重計上」は生じていない。
- ・4基幹統計調査において遅延調査票があるものの、本来月のみの集計となっている。

#### (5)公文書管理の状況

- ・公文書管理法上の同意を得ずに廃棄した行政文書ファイルを確認(すべて調査票)。
- ・保存期間内に廃棄した行政文書ファイルを確認(すべて調査票)。
- ・行政文書ファイル管理簿に未記載の行政文書ファイルを確認。

#### (6)その他(統計委員会の点検項目以外)

建築着工統計(外れ値補正処理)及び港湾調査(2港間貨物流動量把握)について、精度向上の観点から、統計の専門家による統計品質改善会議において検討。

## 第4章 統計改革に向けた具体策

### 1. 統計部局の体制強化

#### [組織体制の強化]

- 所管統計全般の企画立案及び品質改善を担う「統計改善プラットフォーム」の立ち上げ【R5～】
- 統計担当の人員体制を強化【R4～】

#### [人材育成の充実]

- 統計研修の積極的かつ計画的な受講を推進【R4～】
- 統計人材に係る人事交流等の促進【中期】

#### [統計プロセスの合理化・効率化]

- 集計業務等における民間事業者の適切な活用【R5～】
- 統計業務の効率化や棚卸しの実施【R5～】

#### [問題発見と解決を奨励する組織風土づくり]

- 誤り発見のチェック及び「対応ルール」の徹底【R4～】
- 専門家のアドバイザー任命による相談体制【R4～】
- 幹部ミーティング・若手グループディスカッションの充実【R4～】

### 2. 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革

#### [「開かれた統計」への転換(統計のオープン化)]

- ユーザー目線に立ち、統計プロセスをできる限り開示【R5～】
- ユーザーとの意見交換等による統計のニーズ把握【R5～】

#### [「使われる統計」への転換(EBPMの推進)]

- 政策担当局と統計部門の一層の連携強化【R5～】
- EBPMのモデルとなる先導的なロジックモデルの作成【R5～】

#### [「改善し続ける統計」への転換]

- 3H(変更・初めて・久しぶり)時における複層的なチェックを含む、統計改善プラットフォームによる所管統計のPDCAの強化【R5～】
- 専門家による「統計品質改善会議」の設置【R4～】
- 業務マニュアルの改善【R5～】

#### [統計DXの推進]

- エラーチェック等作業プロセス適正化に係るシステム改修【R5～】
- e-Survey等を活用したオンライン調査化推進【R5～】
- 建設業等の行政記録情報の電子化において、建設工事IDの導入について検討【R5～】

### 3. 公文書管理の改善に向けた具体策

- 各統計の業務マニュアルに公文書管理法に定める手続を反映【R4～】
- 部門ごとに細分化して主任文書管理者を配置すること等により管理体制を強化【R4～】

## 第5章 終わりに

○「統計品質改善会議」において実施状況を確認し、必要に応じた見直しを行う等、更なる改革を推進

## ● 令和3年12月15日 不適切処理の発覚

建設工事受注動態統計調査（以下、「建設受注統計」という。）において、令和3年3月まで、調査対象の事業者から提出された調査票の数値が書き換えられており「二重計上」が生じていたとの報道。（「国交省、基幹統計書き換え 8年前から二重計上 建設受注統計、法違反の恐れ」『朝日新聞』（2021.12.15））

## ● 令和3年12月23日 国土交通省に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」（第三者委員会）を設置

上記の報道等を受け、内閣総理大臣指示により、統計学者のみならず、元検事や弁護士を入れた第三者委員会を国土交通大臣の下に立ち上げ。

建設受注統計において、調査票に記載された数値の書き換えや二重計上が行われた経緯・国交省における事後対応の状況などの事実関係の調査等を実施（会議等開催実績：4回）。

## ● 令和4年1月14日 「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会）の公表

建設受注統計の不適切処理を評価し、原因論を分析するとともに、再発防止策を提言。

## ● 令和4年1月14日 総務省が「統計委員会タスクフォース精査結果報告書ー建設工事受注動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応ー」（統計委員会企画部会対応精査タスクフォース）を公表

建設工事受注動態統計調査の事案に関するこれまでの総務省（政策統括官（統計制度担当））の対応を精査するため、対応精査タスクフォースを設置して検証。

- 令和4年 1月20日 国土交通省に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」を設置

検証委員会報告書において、「国交省は、本件二重計上が生じている期間の建設受注統計調査については、そのような推計によって遡及的に改定を行って公表することが望ましく、それに向けて努力をすべきである。」とされたことも受け、不適切な処理が行われた建設受注統計を適正な姿に遡及改定する手法等を検討するため、有識者・弁護士等で構成される検討会議を設置。

- 令和4年 5月13日 「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」の報告書の公表

建設受注統計について、二重計上等の影響を排除した適正な数値に遡及改定するための方策を示す。

- 令和4年 8月 5日 遡及改定値の公表

上記報告書で決定された方法に基づき、建設受注統計及び建設総合統計の推計値を算出し、その数値を政府統計の総合窓口「e-Stat」に公表。

公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅳ期基本計画(令和5年3月28日閣議決定))において、「今後5年間に講ずる具体的施策」として以下の課題が示されている

- 統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う

令和5年度のBPR事業及び統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、業務マニュアルの整備を実施

## 従来

- ・ 担当者用の引継書
- ・ 都道府県への説明会資料
- ・ システム操作の手順書 等の目的が異なる別々の資料

## 引継書の例

### 〈毎月の作業〉

受注1日目

- ・ 20日前後(都道府県の調査票提出締め切り日)

- ・ 調査票を審査する(北海道から順に)〈調査票審査〉。翌々日の午前中に民間業者の方がきて電算室のOCR機で読み込みを行ってくれるのでこの日のうちにある程度調査票を審査しておく。(大規模工事は調査票のコピーをとる)

大規模工事: 公共機関からの受注工事→20億以上  
 民間等からの受注工事: 土木工事及び機械装置等工事→10億  
 民間等からの受注工事: 建築工事・建築設備工事 →20億

- ・ 提出締め切り日の午後17時までに届かなかった都道府県には電話をする。  
 (東京都は直接調査票を持ってくる為、事前に連絡があるので来訪者の登録〈その他〉を行うこと)

担当者用の作業内容  
が主に記載

## 改善の視点

- ① 関係者が自らの業務全体を俯瞰できるよう改善
- ② 都道府県、受託事業者、統計センターといった関係主体別の業務プロセスを具体的に明示
- ③ 国交省(発注者)が行う受託事業者の作業過程(特に毎月の統計作成)のチェックを強化
- ④ 毎月の統計作成以外に、公文書管理や業務マニュアルに記載のない困ったときの対応までを記載

## 1 正確な報告

### <現状・課題>

- ① 調査票において、受注月にのみ受注高を記載すべきにもかかわらず、手持ち受注高を継続して報告
- ② 紙調査票では回答者自身が自ら誤りに気付きにくく、また現行のオンライン回答システムでもエラーチェックは不十分

### <対応方針>

- ① 調査票および記入の手引きに、「当月の受注高のみを記載する」旨の注意書きを付して配布
- ② 令和7年度から独自のQRコードオンライン回答システムを運用開始し、過去月と同額の受注高が入力された場合等にアラートが出る機能を導入

## 2 誤りの発見

### <現状・課題>

- ① 集計側でも誤報告を検知するための取組をさらに進めることが必要
- ② 担当者(外注業者を含む)が行う疑義照会の聞き取り内容によっては、誤りを検知できない可能性

### <対応方針>

- ① 国土交通省の集計システムにおいても、過去月と同額の受注高が入力された場合等のチェック機能を整備
- ② 疑義照会の方法を具体化したマニュアルを整備し、疑義照会結果の記録を統一的に整備・保管すること等により審査内容を充実

## 3 安定的な推計

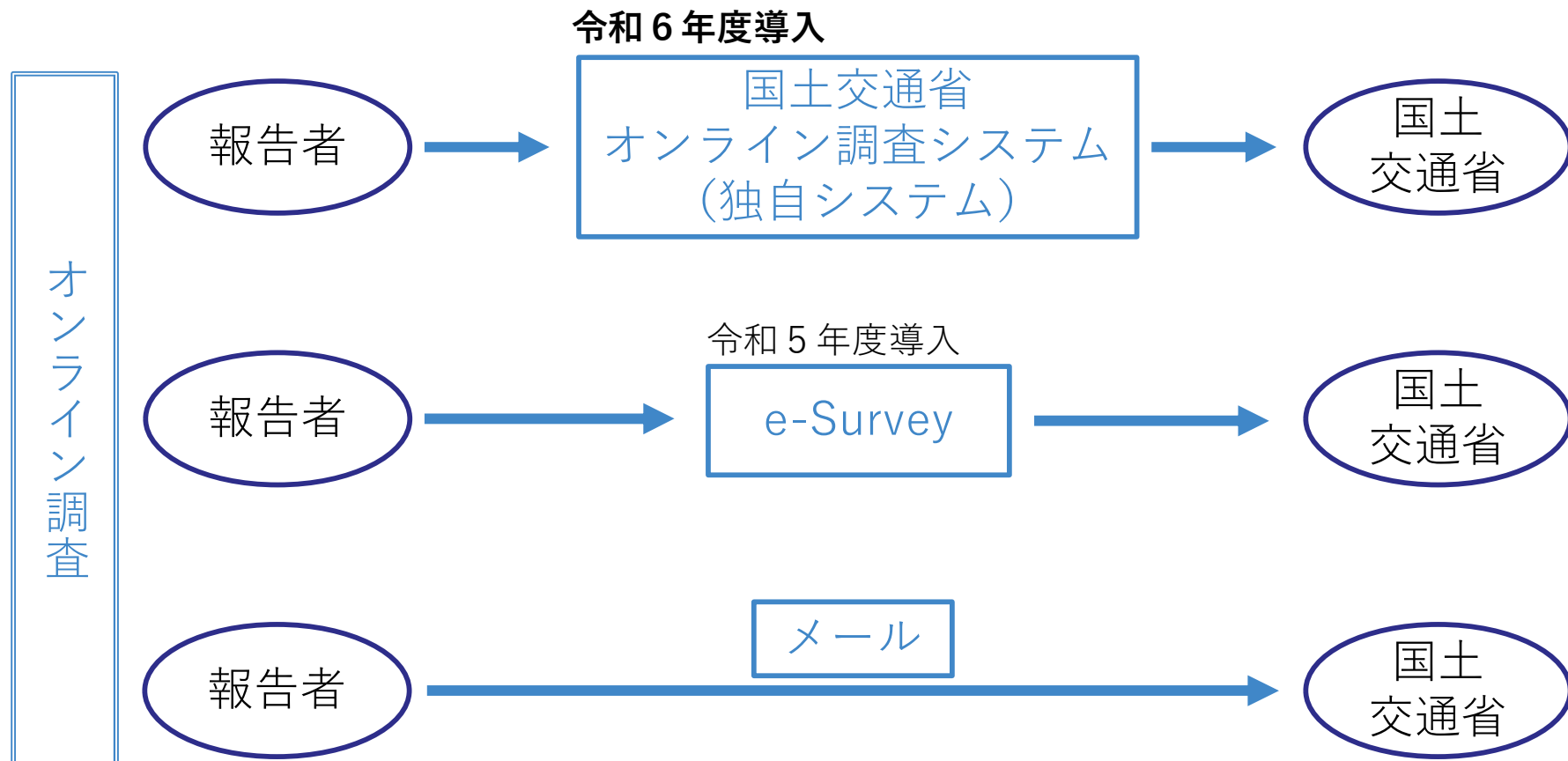
### <現状>

- ・都道府県別・建設業許可の業種別・資本金別・完成工事高別にそれぞれ区分し、区分毎に回答業者を抽出・集計
- ・集計結果について、区分毎に抽出率の逆数を乗じて全建設業許可業者の受注高を推計

### <対応方針>

- ・統計の根幹である集計区分のあり方等については、時代に即したものとなっているかという観点から、今後丁寧に検討51する。

- 建設工事受注動態統計調査において、従前は紙による回答割合が高く、データ化や個票の審査等に相当の時間を要していた。
- 回答時点における誤入力の防止、個票の審査の効率化等を可能とするため、昨年度後半頃から新しいオンライン回答システムを導入しており、R7.4月分の回答から本格的に稼働。



### 【主な経緯】

- 建設工事受注動態統計調査において令和5年度の調査対象事業者の回答に誤報告があり、これに対処するために統計品質改善会議において検討を進め、令和6年12月に誤報告対策としての中間整理をとりまとめ、公表した。
- その中間整理において、建設工事受注動態統計調査の標本設計等の在り方については、統計業務の不断の改善を進めて行く中で、今後さらに検討を深めるべく、統計品質改善会議において論点を整理していくこととされている。
- これを踏まえ、今後、統計品質改善会議において助言や指摘を頂きながら、建設工事受注動態統計調査等を対象として、課題や論点を整理しつつ、検討を行っていく。

### 【検討の視点】

- 今後の検討に当たっては、建設工事受注動態統計調査だけではなく、同調査に関係する建設関係の統計を幅広く把握しつつ、行政記録情報を始めとする各種既存情報の活用や統計業務の効率化の視点も考慮して進めていく予定である。

## 1 正確な報告

### <現状・課題>

- ① 調査票において、受注月にのみ受注高を記載すべきにもかかわらず、手持ち受注高を継続して報告
- ② 紙調査票では回答者自身が自ら誤りに気付きにくく、また現行のオンライン回答システムでもエラーチェックは不十分

### <対応方針>

- ① 調査票および記入の手引きに、「当月の受注高のみを記載する」旨の注意書きを付して配布
- ② 令和7年度から独自のQRコードオンライン回答システムを運用開始し、過去月と同額の受注高が入力された場合等にアラートが出る機能を導入

| 対象項目名称   | 入力値 | 区分  | 内容                   | 備考               |
|----------|-----|-----|----------------------|------------------|
| 施工都道府県番号 | 0   | エラー | 施工都道府県番号の入力に誤りがありました | 該当箇所を修正し更新してください |

## 2 誤りの発見

### <現状・課題>

- ① 集計側でも誤報告を検知するための取組をさらに進めることが必要
- ② 担当者(外注業者を含む)が行う疑義照会の聞き取り内容によっては、誤りを検知できない可能性

### <対応方針>

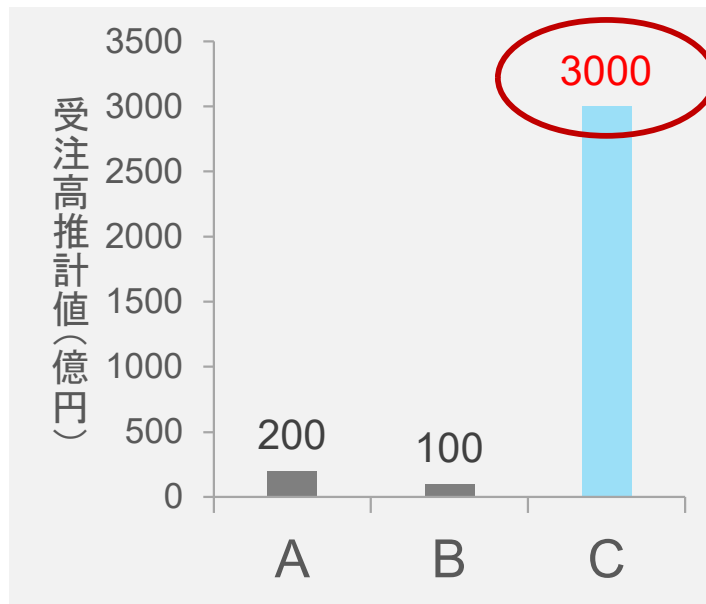
- ① 国土交通省の集計システムにおいても、過去月と同額の受注高が入力された場合等のチェック機能を整備
- ② 疑義照会の方法を具体化したマニュアルを整備し、疑義照会結果の記録を統一的に整備・保管すること等により審査内容を充実

#### 3 安定的な推計

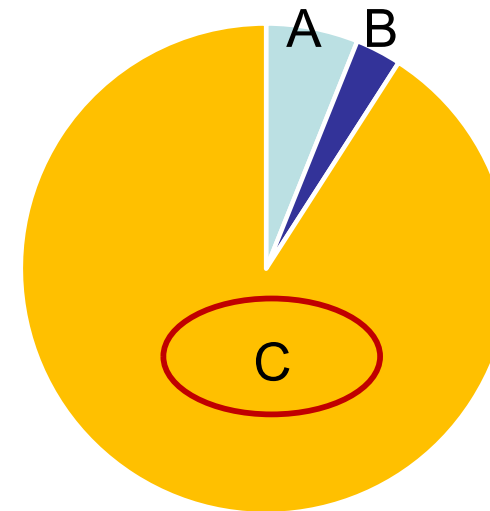
##### <現状>

- ・都道府県別・建設業許可の業種別・資本金別・完成工事高別にそれぞれ区分し、区分毎に回答業者を抽出・集計
- ・集計結果について、区分毎に抽出率の逆数を乗じて全建設業許可業者の受注高を推計
- ・特定の業者の影響が強すぎる場合、補正を行うかどうか検証する仕組みを検討する必要

集計区分における推計値(イメージ)



集計区分におけるシェア(イメージ)



##### <対応方針>

- ・不安定な推計値(ある集計区分で高いシェア等)となる場合、平均的な値となるよう補正を行い、さらなる精度向上、統計の安定化を図る。
- ・統計の根幹である集計区分のあり方等については、時代に即したものとなっているかという観点から、今後丁寧に検討する。

#### 建設工事進捗率調査（令和5年度）の概要

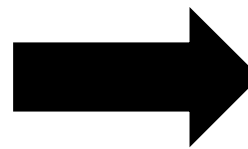
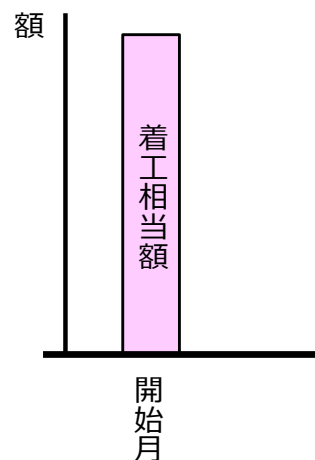
- 建設工事進捗率調査は、個別の建設工事における工事開始から完成までの月毎の工事進捗に係る情報を収集し、工事種別・工期区分毎の工事進捗率を作成する一般統計調査であり、その調査結果は建設総合統計作成時の出来高展開に用いられている。（以下イメージ参照）
- 新技術の開発・導入や働き方改革といった近年の建設業界を取り巻く実態を反映した工事進捗率を把握することで、建設総合統計の精度の確保を目指す。

#### 建設総合統計での工事進捗率を用いた出来高展開のイメージ

##### ①着工相当額を把握

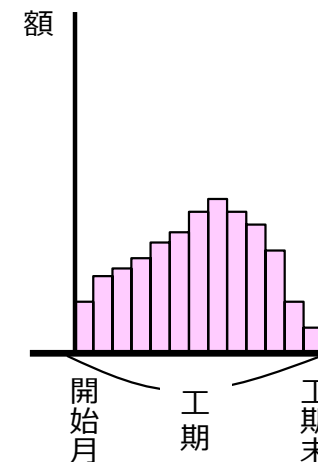
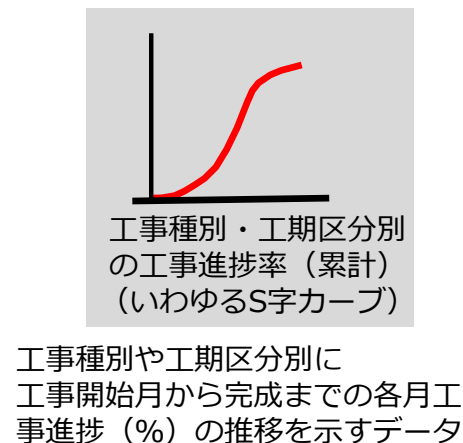
下記の統計調査から工事1件毎の着工相当額と予定工期を把握する

- 建設工事受注動態統計調査
- 建築着工統計調査



##### ②着工相当額を出来高展開

対応する工事種別・予定工期の工事進捗率を用いて、各工事の着工相当額を工事開始月～工期末までの各月の出来高に展開する



## 過年度調査の集計・分析手法における課題

### H24年度調査

- 3～6次の回帰式を採用

#### 【課題】

推定された曲線が単調増加ではない場合等があり、概念的に不整合となる結果を得ることがある。

### H30年度調査

- Bassモデルによる進捗率曲線の推定

#### 【特徴】

曲線の安定化を図ることが可能

#### 【課題】

- ・ 曲線の形は以下の式により定まるが、推計に用いるサンプルの数が多いほど、その影響を受けやすい。
- ・ 予定工期の長さが異なっても、進捗率曲線の形が変わらない。

#### ■ Bassモデル

$$f(x) = \frac{\mu[1 - \exp(-\lambda x)]}{1 + \beta \exp(-\lambda x)} \quad \mu > 1, \beta > 0, \lambda > 0$$

図1. 多項式を用いた進捗率曲線

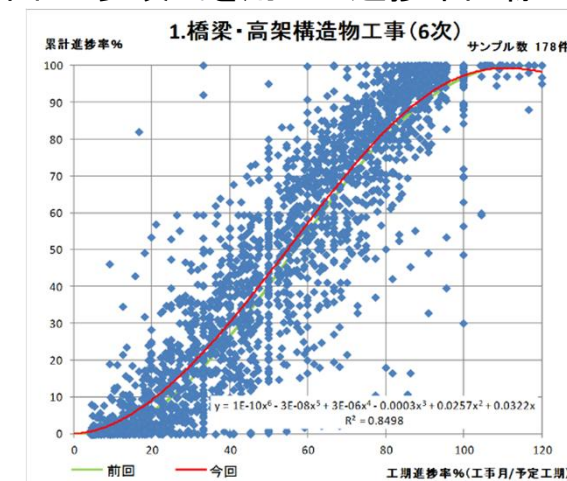
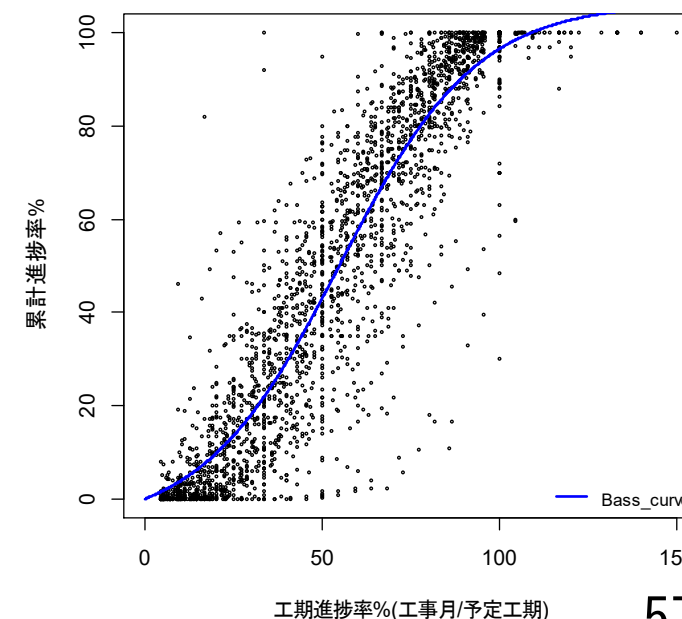


図2. Bassモデルによる進捗率曲線

1. 橋梁・高架構造物工事



## 集計・分析手法における改善点

### R5年度調査の集計・分析手法

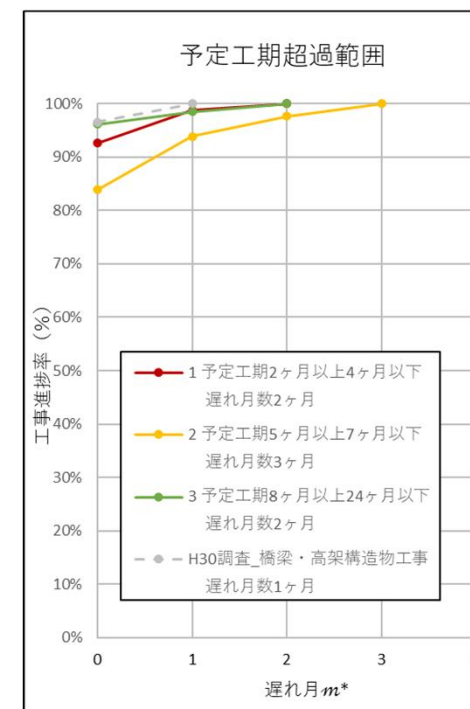
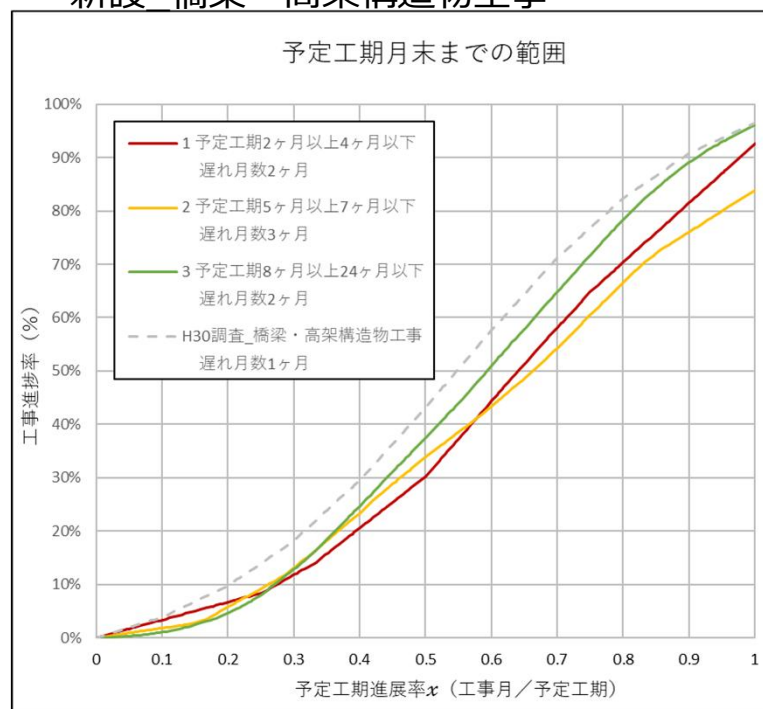
- R5年度調査では、従来の近似曲線の算出ではなく、工事1件毎の進捗率曲線を基にして、工事費をウェイトとして用いた加重平均により進捗率曲線を作成した。
- 短期・中期・長期といった予定工期の長さによる区分を導入し、1工事種類に複数の進捗率曲線を作成した。



### R5年度調査の改善点

- 単調増加でない場合が生じうる問題の解消
- 工種別に調査結果の特徴を反映した進捗率曲線の実現
- 予定工期による違いを反映した進捗率曲線の実現

図3. 工事費をウェイトとした加重平均による進捗率曲線  
新設 橋梁・高架構造物工事



#### 調査設計段階における改善点

- 前回(平成30年度)から5年ぶりの調査実施にあたり、統計品質改善会議の委員からの助言を受け、精度向上や回答者負担軽減の観点から調査計画を見直した。
- 変更点と効果は以下のとおり。

#### ■ 標本設計の改善

##### ① 長工期工事の傾向の把握

変更前) 調査対象を予定工期最大20か月と設定

変更後) 調査対象工事の予定最大工期を36か月まで拡大

→ 予定工期2年超の範囲も状況を確認し、予定工期2年弱の工事の進捗率曲線と概ね近い進捗率曲線に従うことを確認した。

これにより、建設総合統計において、予定工期が2年を超える工事の進捗率は、予定工期2年弱の工事の進捗率曲線と同じものを採用できた。

##### ② 建築の母集団名簿による調査可能工事の件数と偏りを是正

変更前) 建築工事の母集団名簿として、建設資材労働力需要実態調査予備調査を利用

変更後) 建築工事の母集団名簿として、建築着工統計調査を利用

→ 建築工事費調査を有効活用し、従来調査の母集団名簿に含まれていなかった一部のハウスメーカー等(全国建設業協会の非加盟事業者)が手がけた工事の回答も得ることができ、従前の母集団名簿における偏りを解消した。

また、調査対象の工事件数・有効回答件数ともに増加した。

#### 調査設計段階における改善点

##### ■ 標本設計の改善

#### ③ 層区分の調整により、1 層あたりの調査票数を確保

変更前) 工事種類・工事区分（公共土木工事・民間土木工事）、構造・用途（建築工事）により層区分を101層作成

変更後) 母集団である受注動態統計・建築着工統計における件数・金額が小さい層、土木工事における過大な工種の層、工事進捗の傾向が近似する建築工事の構造の層を統合し、層区分を約1/3の28層に適正化

→ 1 工事種別・1 予定工期におけるサンプルサイズが前回調査より多く確保でき、細かな分析が可能になったことにより、予定工期のグループを短期・中期・長期に区分する際、各工事種別に適した区分を行うことが出来た。

##### ■ 調査における引用データの明確化

#### ④ 民間土木及び民間建築における各月の進捗を示す引用データを明確にすることにより、回答時のばらつきを抑制

変更前) 各月の出来高率を回答（引用データの指定はなかった）

変更後) 経理帳簿より転記が可能な月別原価発生額を回答

→ 回答時における進捗に関する概念上のばらつきの懸念を緩和できた。

## 推計方法の改善(令和2年)

令和2年(2020年)表の推計は、建設・不動産部門における推計方法を見直し、統計品質改善会議の構成員からご助言をいただいた。

### 建設部門

#### ① 建築・土木部門

##### 【課題】

「土木」部門では、従前、発注者側の決算書等を基にして推計していたが、カバレッジや精度に課題があった。

また、「機械の設置等」の工事では、従前、その一部のみを「その他の土木建設」に計上していた。

##### 【対応】

「土木」と「機械の設置等」の工事費は、建設工事施工統計で総額を捉え、建設工事受注動態統計の比率により按分し、各部門の工事費を推計。

#### ② 建設補修部門

##### 【課題】

従前は建設工事施工統計の「維持・修繕工事」のみを使用。ただし、同統計の「新設工事」には捕捉できていない建設補修が存在。

##### 【対応】

建築物リフォーム・リニューアル調査における「新設工事」に含まれる「耐震改修工事」の割合を用いて、それを用いて国内生産額に計上。

### 不動産部門

##### 【課題】

不動産部門は、活用可能な公的統計が乏しく、平成27年表までは民間企業の保有するデータ等を活用して生産額を推計していたが、カバレッジや精度に課題があった。

##### 【対応】

令和3年経済センサス-活動調査では、不動産関係の品目を広く把握できるようになったため、同調査の結果を活用。

##### 【不動産部門のカバレッジ(※赤字がR2年表変更点)】

|     | 不動産仲介       |                                 | 不動産<br>売買                     | 不動産<br>管理   | 不動産<br>賃貸 |
|-----|-------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------|-----------|
|     | 賃貸          | 売買                              |                               |             |           |
| 住宅  | ○           | 中古のみ<br>↓<br>新築・中古<br>(住宅すべて)   | 分譲のみ<br>↓<br>分譲・中古<br>(住宅すべて) | ○           | ○         |
| 非住宅 | ○           | ○                               | ×<br>↓<br>○                   | ○           | ○         |
| 土地  | ×<br>↓<br>○ | 宅地のみ<br>↓<br>宅地・宅地以外<br>(土地すべて) | 対象外                           | ×<br>↓<br>○ | 対象外       |

### 3 (4) 産業連関表(建設・不動産部門) (2/2)

#### 国内生産額の推計結果(令和2年)

- 建設・不動産部門の推計方法を改善し、令和6年6月25日に公表（詳細は下表の通り）。
- カバレッジの拡大や推計精度の向上により、建設・不動産部門の国内生産額が増加。

|               | H27     | R2      | 差 (R2-H27) |
|---------------|---------|---------|------------|
| 建築            | 29.3 兆円 | 30.8 兆円 | 1.5 兆円     |
| 建設補修          | 11.2 兆円 | 15.5 兆円 | 4.3 兆円     |
| うち固定資本形成      | 7.5 兆円  | 10.2 兆円 | 2.7 兆円     |
| 土木（農水省担当分を除く） | 19.4 兆円 | 21.4 兆円 | 2.0 兆円     |
| 不動産           | 80.7 兆円 | 90.5 兆円 | 9.8 兆円     |

(参考) 10府省庁全体の国内生産額および粗付加価値部門計

|            | H27        | R2         | 差 (R2-H27) |
|------------|------------|------------|------------|
| 国内生産額      | 1,017.8 兆円 | 1,026.2 兆円 | 8.4 兆円     |
| うち粗付加価値部門計 | 548.2 兆円   | 561.5 兆円   | 13.3 兆円    |

## 建築着工統計調査（建築工事費調査、建築物・住宅着工統計調査）

### 〔建築工事費調査〕

#### 【課題】

- 建築工事費調査の調査票の配布の遅れ

令和3年分の調査票の配布が調査計画より1年以上にわたって遅れた。その間の調査票の未配布問題が組織として認識されていなかった。

※ 調査対象となる建築物の選定は、従前は都道府県が抽出していたが、令和3年分からは国土交通省が抽出し、直接事業者に報告を求める調査方法に変更した。この変更の最初の調査であったため、調査対象者名簿の作成等に想定以上の時間を要した。

#### 【対応状況】

- 令和3年分の調査票の提出期限を延長して調査を実施し、その結果を当初の計画どおりに公表（令和4年9月30日公表）。
- 担当室における状況報告の定例化等により、関係者間の情報共有の徹底と組織マネジメントを強化。
- 集計から制度設計までを総合的に理解する職員の配置等により組織体制を強化。

### 〔建築物・住宅着工統計調査〕

#### 【課題】

- 建築物・住宅着工統計調査の外れ値の補正処理

高額で外れ値と思われる工事費予定額を補正処理してきたが、外れ値の範囲や補正值の設定が更新されていなかった。

#### 【対応状況】

- 第4回統計品質改善会議（令和5年5月30日）において、外れ値の補正処理の改善方法が了承された。（高額な工事費予定額の疑義照会を実施するとともに、工事費予定額が特定できない建築物の場合には構造種別の平均値を工事費予定額として代入）
- 令和5年4月分より、改善後の外れ値の処理方法による調査結果を公表（令和5年5月31日）。その後、本統計調査結果を用いる建設総合統計にも反映（令和5年6月20日）しており、8月15日公表の四半期別GDP速報にも反映済み。
- 統計委員会の委員に上述の改善方法を報告し（令和5年7月26日）、ご理解をいただいた。

## 港湾調査

### 【課題】

- 二港間の貨物流動量の差異：A港とB港のそれぞれで報告された貨物量(移出入量)に差異が生じたケースがあった。

### 【対応状況】

- 第2回統計品質改善会議(令和4年12月21日)において、以下の改善を行うことが了承された。
  - ・ 各都道府県に対し、移出先や移入元を明確に把握できている報告者の選定見直しを依頼(令和5年6月1日)
  - ・ 二港間の数値の精査と調査票入力補助の活用等のシステム改善を実施中(令和6年1月分調査よりサイバーポートの運用開始)
  - ・ 報告者向けの品種分類一覧を作成するほか、調査手引き等の改訂といった調査上の留意点を周知徹底(令和7年1月)
  - ・ 二港間の数値の公表に際し、差異があるなどの利用上の留意点も明記した記載に変更(令和4年年報より変更)

## 4 まとめ

## これまでの主な取組

- 建設統計事案への対処  
建設統計事案への対処に関しては、**有識者からなる検討会議を経た遡及改定**を始めとして、**担当室の人員体制の強化**、回答時点でのエラーチェック機能を備えた**独自のオンラインシステムの導入**、**定型業務の外注化**等を令和6年度末までにおおむね実施しており、一定の改善を行ってきた状況。
- 統計品質改善会議の助言  
統計の専門家からなる「**統計品質改善会議**」において**個別統計等の課題を審議することが定着**。例えば、建設工事進捗率調査等のほか、統計情報のホームページの改善まで、幅広く助言を頂きつつ改善を推進。
- 統計品質改善チームの支援  
省内全体の統計の企画立案を担う「統計品質改善チーム」により、省内の統計担当職員向けの必要な専門知識の向上や支援等を実施。



## 今後の視点

現行の統計改革プランは統計事案の再発防止策の観点から構成されているが、前頁の重点的な取組の状況を踏まえつつ、「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革を継続し、所管統計の品質改善を一層推進するには、以下の視点からの取組が今後重要となる。

その際、重要な情報基盤である公的統計の不適切処理を放置し、国民の信頼を喪失した統計事案を決して風化させないように取り組むことが前提となる。

- 国民の協力を得て作成した公的統計は重要な情報基盤であり、デジタル化等の社会経済情勢の変化に対応しつつ、**分かりやすく、国民に使われる公的統計の提供とその知見を有する統計人材の育成**
- データ駆動型の社会への移行が進む中、行政情報等のデジタル化を通じ、**DX施策との連携による新たな価値の創出**

これらを考慮し、**国民からの信頼**を得つつ、**国土交通省全体の統計の品質改善を継続的に推進**していくことが必要。

## 今後取り組むべき主要課題

民間事業者を始めとする調査回答者の負担軽減のほか、予算や体制上の制約が厳しい中における統計作成の業務の軽減も重要であり、以下の統計DXや既存情報の活用等を通じて、必要な品質を備えた統計を持続的に提供していくことが必要。

### 1. デジタル化、統計DXの推進

オンライン回答率の向上を含めた各統計作成プロセスの一連のデジタル化、生成AIを活用した統計作成の検討等を通じ、**効率的な統計作成を追求**するとともに、**付加価値のある統計データの提供やより使われる統計を志向**する。

### 2. 既存情報の活用

利用可能な既存情報を体系的に把握・整理し、**調査項目の見直し**や**既存情報の活用方策を検討**する。中長期的には、統計調査による実施項目の段階的な縮減を目指す。

また、統計の作成だけでなく、ユーザーニーズを踏まえつつ、使われる統計を提供できる統計人材の育成が必要。

### 3. 統計人材の育成、統計リテラシーの向上

研修等の受講を促進するほか、**統計リテラシー向上のための国土交通省独自の取組も検討**する。

これらと併せて、透明性の確保や安定した統計の提供のために、ユーザー目線からの**統計プロセスの開示**や**業務マニュアルの整備**も引き続き推進。

## 第Ⅱ期 「国土交通省統計改革プラン」 ～ 開かれ、使われ、改善し続ける統計へ ～

令和 7 年 10 月 3 日

国土交通省統計改革推進会議

# 構 成

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに.....                        | 3  |
| 1. 「国土交通省統計改革プラン」の意義.....            | 4  |
| 2. 「国土交通省統計改革プラン」に基づく継続的な改善の必要性..... | 4  |
| 第2章 第Ⅱ期「国土交通省統計改革プラン」の基本的な視点.....    | 5  |
| 1. これまでの主な取組と達成状況.....               | 5  |
| 2. 不適切処理事案の風化防止と基本的な視点.....          | 6  |
| (1) 不適切処理事案の風化防止.....                | 6  |
| [合算問題と二重計上問題].....                   | 6  |
| [事後対応問題].....                        | 6  |
| (2) 基本的な視点.....                      | 7  |
| 第3章 具体的な取組の内容.....                   | 8  |
| 1. 重点分野.....                         | 9  |
| (1) 継続的に取り組むべき根幹的事項.....             | 9  |
| [不適切処理事案の風化防止の取組].....               | 9  |
| [問題発見と解決を奨励する組織風土づくり].....           | 9  |
| (2) 新たな社会課題等に対応する重点分野.....           | 9  |
| [統計 DX].....                         | 9  |
| [既存情報の活用].....                       | 10 |
| [統計人材の育成、統計リテラシーの向上].....            | 10 |
| [オンライン回答率の向上].....                   | 11 |
| [業務マニュアルの改善].....                    | 11 |
| 2. 個別分野.....                         | 11 |
| (1) 統計作成部署における統計作成プロセスの合理化等の取組.....  | 11 |
| [組織体制の確保].....                       | 11 |
| [統計作成プロセスの合理化・効率化].....              | 11 |
| (2) 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革.....      | 12 |
| [開かれた統計への転換].....                    | 12 |
| [使われる統計への転換].....                    | 12 |
| [改善し続ける統計への転換].....                  | 12 |
| (3) 公文書管理.....                       | 13 |
| 第4章 終わりに.....                        | 13 |

【添付資料】

資料1 「国土交通省統計改革プラン」の改定に向けた提言  
(令和7年8月29日 統計品質改善会議)

資料2 国土交通省統計改革推進会議の構成員

資料3 統計品質改善会議の構成員

## 第1章 はじめに

令和4年8月10日に策定した「国土交通省統計改革プラン」（以下、「第Ⅰ期プラン」という。）は、令和3年末に報道された建設工事受注動態統計調査（以下、「建設受注統計」という。）等の一連の不適切処理事案により国土交通省の統計が喪失した信頼を取り戻し、国土交通省が所管する統計の抜本的な改革を推進するための具体策として、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」（令和4年1月20日設置）において、顧問有識者のご意見を頂きつつ6回にわたる審議を経てまとめたものである。

その際、令和3年12月23日に設置した「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」がまとめた検証委員会報告書（令和4年1月14日）や追加調査（特別監察）報告書（令和4年5月13日）を踏まえて議論を重ねるとともに、総務省統計委員会による基幹統計の調査・集計プロセス点検・確認（令和4年6月17日）に対応して所管統計の点検と検証を行ったほか、同委員会による政府全体の公的統計の品質改善に向けた取組を踏まえて、第Ⅰ期プランを策定した。

国土交通省はこれまで、第Ⅰ期プランの下で統計改革に向けた取組を推進してきており、今般、第Ⅰ期プランの策定から3年余りが経過したところである。その間、第Ⅰ期プランの策定と併せて設置した統計等の専門家からなる「統計品質改善会議」（令和4年8月10日設置）からご助言をいただきつつ、不適切処理事案に対する当座の対処にとどまらず、個別統計の品質改善等のための審議や検討を実施してきた。

また、第Ⅰ期プランでは、建設受注統計の不適切処理事案の原因と再発防止策等も記載しており、その原因を踏まえた国土交通省の所管統計に関する統計改革の具体策も示している。現在まで不適切処理事案への当面の対処は概ね実施してきている。一方、「開かれ、使われ、改善し続ける統計」を基軸とする国土交通省の統計改革には道半ばの分野もあり、さらには、第Ⅰ期プランの策定以降に社会に普及してきた生成AI等によるデジタル技術の活用も重要な視点である。これらに加え、「統計品質改善会議」からは、第Ⅰ期プランの改定に向けた提言が令和7年8月に提案されている。このような状況を考慮し、第Ⅰ期プランの基本原則の下で必要となる内容を見直し、第Ⅱ期「国土交通省統計改革プラン」（以下、「第Ⅱ期プラン」という。）を今般策定する。

第Ⅰ期プランでは、

- ① 多くの利用者に対して開かれた統計になること
- ② 多くの利用者のニーズを踏まえて使われる統計になること
- ③ 経済構造等の変化に対応して、品質を改善し続ける統計になること

を基本原則として掲げている。

第Ⅱ期プランにおいてもこの基本原則を継承しつつ、国民の信頼を喪失した統計事案を決して風化させず、必要な品質を備えた的確な統計の提供を通じて社会に一層貢献していくため、第Ⅱ期プランに基づいた具体策に着実に取り組み、国民からの信頼を得るとともに、統計や各種データの活用による新たな価値の創出等を通じて社会に貢献していく。

## 1. 「国土交通省統計改革プラン」の意義

統計法では、その第1条において「公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と規定している。実際、統計は「経済社会の情報基盤」として、経済・人口・社会等に関する重要なデータを提供しており、行政施策の立案・評価のみならず、国民・企業による意思決定等のための基礎資料として広く活用されている。そのため、特に公的統計の作成主体は、統計が果たすこのような重要な役割を改めて認識し、同条に示されている「公的統計の体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保」を通じて、必要な品質を備えた的確な公的統計の作成・提供に努めることが肝要である。

第Ⅱ期プランは、上述の認識の下、今後おおむね3年～5年間を視野に入れ、国土交通省が所管する統計の作成・提供に必要となる事項を示し、それらを着実に実施していくことを目的とする。

国土交通省が所管する統計は、上述のような実施により、社会経済情勢が変化していく中においても、国民から信頼され、経済社会に不可欠な情報基盤としての役割を果たす必要がある。

## 2. 「国土交通省統計改革プラン」に基づく継続的な改善の必要性

第Ⅰ期プランは、建設受注統計等の一連の不適切処理事案を契機として、国土交通省が所管する統計の抜本的な改革を推進するための具体策としてとりまとめたものである。不適切処理事案への対処としては、遡及改定値を令和4年8月に公表したことを始めとして、統計部局の体制強化のほか、回答段階におけるエラーチェック機能等を備えた独自システムによるオンライン化、定型業務の外注化等の取組を令和6年度末までにおおむね完了しており、第Ⅰ期プランが示した改革の内容は一定程度進捗してきたと言える。

他方、第Ⅰ期プランに基づく取組の中には、中期的に取り組むべき事項への対処や途上段階の事項があるほか、問題の発見と解決を奨励する風土づくりといった比較的時間を要する内容があるなど、不適切処理事案の教訓を踏まえつつ、所管統計の品質改善に向けた不断の取組を要する内容がある。

一方、令和5年度の建設受注統計において、回答者からの誤報告が発生し、建設総合統計の遡及改定（令和6年6月25日公表）と四半期別GDP速報の数値にも改定（令和6年7月1日改定値公表）が生じることとなった。このような事態を受け、さらなる改善が必要となることが明らかになるとともに、第Ⅰ期プランに基づく統計改革の着実な実施の重要性が再認識された。

今回改定する第Ⅱ期プランでは、第Ⅰ期プランにおいておおむね実施してきた事項とさらに重点的に取り組むべき事項を整理し、今後おおむね3年～5年間に国土交通省が所管する統計が達成すべき統計改革の方向性を示している。併せて、その達成状況を時宜に応じて確認しつつ、国土交通省所管統計の着実な改善の実施に繋げていく。

## 第2章 第Ⅱ期「国土交通省統計改革プラン」の基本的な視点

第Ⅱ期プランは、国土交通省が必要な品質を備えた的確な統計の提供を通じて社会に貢献し、国民からの信頼を得つつ、その具体的な取組を継続して進めていくために策定するものである。その策定に際しては、統計学等の専門家からなる「統計品質改善会議」における第Ⅱ期プランに向けた審議内容や同会議による「国土交通省統計改革プランの改定に向けた提言」も考慮してまとめたものである。

### 1. これまでの主な取組と達成状況

建設受注統計の不適切処理問題に端を発した事案に対しては、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議（座長：美添泰人 青山学院大学 名誉教授）」の報告書（令和4年5月13日）において決定された方法に基づき、建設受注統計及び建設総合統計の推計値を算出し、それを令和4年8月5日に公表した。また、令和5年度の同統計調査における回答者からの誤報告事案への対策に関する「建設工事受注動態統計調査の誤報告対策に関する中間整理」（以下、「中間整理」という。）を令和6年12月25日に公表した。さらに、同統計調査の令和7年4月分の回答からは、入力段階のエラーチェック機能等を備えた独自のオンライン回答システムにより受領を開始しているなど、おおむねの対処を実施してきたと言える。また、第Ⅰ期プランでは当該事案の問題点と原因を「合算問題」、「二重計上問題」、「事後対応問題」にそれぞれに分類して検討した上で、それらへの再発防止策として、人員強化や統計分野の研修の受講の促進、定型業務の委託範囲の拡大、オンライン化の推進、業務マニュアルの改善のほか、統計品質改善会議による専門的な知見の提供等を通じ、不適切処理事案の解決に向けて順次実施してきたところである。

併せて、第Ⅰ期プランでは、国土交通省が所管する統計調査（基幹統計調査、一般統計調査）の点検結果を基に、統計改革の具体策として34項目の事項を提示しており、これらの取組も進めてきた。そのうち、特に重点的に進めている取組の主な実施状況は以下のとおりである。

#### 【人材育成の充実】

- 各局の統計の新任担当者向けに、調査実施の留意点等に関する講習会の実施
- 統計業務の効率化に向けた技能（統計作成に適したエクセルの機能）の習得のための研修の実施
- 他省等の統計作成機関の優良事例を共有するための意見交換会の開催

#### 【統計プロセスの合理化】

- 集計業務等の定型業務の外注化
- 利用者のニーズ等に応じて統計調査2本を廃止

#### 【「改善し続ける統計」への転換】（業務マニュアルの改善）

- 業務マニュアルの整備状況を4つのレベルに分け、段階的に改善。具体的な作業内容の記載がないものや希薄なものは解消済み

#### 【統計DXの推進】（オンライン回答率の向上）

- 9割以上の統計調査では、オンラインによる回答が可能
- 約5割の統計調査では、オンライン回答率向上に向けた好事例を導入済み

また、これまでの取組状況の詳細は、第 18 回統計品質改善会議（令和 7 年 8 月 29 日）に報告した「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況（令和 7 年 8 月）に記載している。

## 2. 不適切処理事案の風化防止と基本的な視点

第 2 章の 1 に示した達成状況や統計品質改善会議による「国土交通省統計改革プラン」の改定に向けた提言」を踏まえ、第Ⅱ期プランにおいては、統計の不適切処理事案の教訓の風化防止とともに、今後の具体策の実施に向けた基本的な視点を示す。

### (1) 不適切処理事案の風化防止

令和 4 年 1 月に公表された検証委員会報告書における不適切処理事案の直接的な原因と間接的な原因を要約すると以下ようになる。

#### [合算問題と二重計上問題]

##### (直接的な原因)

定型的な通常業務以外の集計作業の点検や見直しを実行可能な人的・物的な余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もなかったこと。また、統計の知識がなかったことにより、二重計上の問題を気付くことができなかったこと。

##### (間接的な原因)

室長ら幹部職員が集計作業を現場任せにしていた分業意識を背景に、担当職員間の情報が分断され、また、目先の業務で手一杯であり、統計の理論的な問題と集計作業を結びつけるような思考が働かなかったこと。

#### [事後対応問題]

##### (直接的な原因)

対外的に二重計上の事実を明らかにせず、幹部職員において責任追及を回避したいという意識があったこと。

##### (間接的な原因)

管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せずに先送りするインセンティブとともに、問題の発覚が現職員の不利益となるために問題を隠ぺい又は矮小化させるインセンティブの 2 つの構造的な問題があったこと。

これらの原因とともに再発防止策が検証委員会報告書に記載されており、それを踏まえた第Ⅰ期プランにおいては再発防止策に概ね取り組んできた。第Ⅱ期プランの推進に際しては、以下の対応により国民の信頼に応えていかなければならない。

### 【不適切処理事案の風化防止】

不適切処理事案の報道から3年以上が経過し、当面の対処策をおおむね実施してきた状況ではあるが、不適切処理事案の根底にあった原因を決して忘れ去ることなく、その対処を含めて教訓とする必要がある。不適切処理事案を決して風化させず、それを国土交通省に共通する教訓として継承しつつ、今後、統計の品質改善を進めることが前提となる。

### 【迅速に情報が共有される組織風土の形成】

管理職と担当職員間だけではなく各担当職員間においても、良好なコミュニケーションを通じた情報共有を十分に行い、特に問題の発生やその可能性がある場合には、担当者が管理職まで速やかに伝達するなど、必要な情報が関係者間で迅速に共有される組織風土や行動様式を形成していくことが不可欠である。幹部職員や管理職は、この問題意識を持ちつつ、日頃から業務に取り組むことが重要である。

なお、これに関連する具体策は、第3章の個別分野の「問題発見と解決を奨励する組織風土づくり」にも記載している。

## (2) 基本的な視点

公的統計は経済社会における重要な情報基盤であり、社会の各主体に利用され、様々な企画立案や適切な意思決定等に有用なものである。その役割を十分に果たすためには、必要な品質を備え、利用されやすい統計となるように絶えず改善に向けて取り組む姿勢が不可欠である。これを踏まえ、今後の取組としては、第3章に示す5つの重点分野に加え、以下の視点や検討が重要となる。

### ○ 統計調査の必要な見直し

統計調査を簡便かつ効率的に実施しつつ、経済社会情勢をよりの確に把握し、使われる統計を目指す観点から、統計調査の継続性も配慮しつつ、現行の統計調査の必要な見直しを行う必要がある。その際、デジタル技術等の活用も含めて検討することも重要である。

例えば、昨今の社会経済情勢を踏まえた統計調査自体のあるべき方向性、その方向性やニーズを考慮した調査項目や公表頻度の見直し等に関する検討を行う。

### ○ 既存情報の活用

統計に関わる人材、組織、予算等に限りがあ一方、DXやデジタル化が今後も急速に進展していくことを見据えると、官民間問わず関係機関や関係部局と連携しつつ、統計作成に利用可能な既存情報を的確に把握し、実際に活用していくことが極めて重要となる。

その際、これまでの統計調査と同等の調査項目を継続する発想ではなく、既存情報を可能な限り活用することを基本に、調査体系のありようを見直す視点が必要になると考えられる。

### ○ 付加価値のある統計データの提供

人口減少等に伴って地域社会が変動していく中、統計が最大限利活用されるようにするため、複数の統計の組み合わせに加え、生成AIや各機関が提供する統計データ等の多様な手法を活用しつつ、付加価値のある統計データを提供することが重要である。

このため、統計人材の育成や統計リテラシーの向上等の取組と連携しつつ、国土交通分野を主軸に置いて関係する分野の情報との連携を進めるとともに、有識者からも助言を得ながら、より質の高い、変動する経済社会情勢に対応できる統計データの提供のあり方を模索する。

また、これらの検討に当たっては、調査項目の重点化、回答しやすい調査票への見直し等により、調査回答者の負担をできる限り軽減しつつ、回答率が極力向上するような工夫を行うことが効果的である。加えて、予算や人員等の確保に厳しい制約があることを踏まえ、デジタル技術の導入を促進するなど、より効率的な統計作成プロセスに取り組む必要がある。

さらに、統計作成主体は、国民からの回答を基にして統計データを作成・公表し、これにより国民に統計データとして還元している。統計は作成すること自体が最終目的ではなく、使われることに意義があることにも留意し、公的統計の役割が発揮されるよう取り組む必要がある。

### 第3章 具体的な取組の内容

国土交通省所管統計のさらなる改善を進めるため、今後の統計改革にとって特に重要と考えられる重点分野を設定する。併せて、第Ⅰ期プランに掲げた具体的な取組内容（34項目）のうち、今後も引き続き取り組んでいくべきと考えられる事項を個別分野として提示する。これらの取組は、今後おおむね3～5年以内の期間において、国土交通省が統計改善に向けて実施すべき内容である。

必要な品質を備えた的確な統計の作成・提供のためには、デジタル化や既存情報の活用による業務の効率化のほか、オンライン回答率の向上による集計業務等の負担軽減、業務マニュアルの整備による安定した統計作成プロセスの共有、統計人材の育成を通じた個々の職員のスキルの維持・向上が優先的事項である。また、先述したとおり、統計が行政施策の立案・評価のみならず、国民・企業意思決定等のための基礎資料として広く活用されていることを念頭に置き、より「使われる」統計を目指し、ユーザーニーズを把握していく取組も必須となる。このため、統計を見直す際には、その意見も考慮して調査項目や調査方法等を改善することになる。加えて、ユーザーニーズだけではなく、経済社会情勢も的確に把握し、政策課題への対処に役立つ統計の作成は重要であり、政策と一体性を有する取組にも留意する必要がある。

今後の具体的な取組に当たっては、第2章の不適切処理事案の風化防止にも明示しているとおり、統計の不適切処理事案を再発させないという強い決意の下、その教訓を風化させず、必要な情報が関係者間で迅速に共有される組織風土や行動様式を形成していくことが不可欠である。

他方、既述の「中間整理」に示しているとおり、建設受注統計については、不適切処理事案への当面の対処を概ね実施したが、次の段階として、その根幹である標本設計のあり方等が時代に即しているかの観点から、統計品質改善会議において論点を整理しつつ検討を行っていく。

## 1. 重点分野

第Ⅱ期プランにおける重点分野としては、具体的に、「統計DX」、「既存情報の活用」、「統計人材の育成」、「オンライン回答率の向上」、「業務マニュアルの改善」の5つがあり、それらの推進に際して継続的に取り組むべき根幹的事項として「不適切処理事案の風化防止の取組」と「問題発見と解決を奨励する組織風土づくり」が不可欠である。

上述に併せて、個々の統計調査のあり方の検討や統計作成プロセスの棚卸しも行うことが有用であり、特に統計DXの検討に当たっては、この点にも十分に考慮して取り組む必要がある。

### (1) 継続的に取り組むべき根幹的事項

#### 〔不適切処理事案の風化防止の取組〕

経済社会情勢の変化を踏まえつつ、国土交通省が所管する統計の品質改善のためには今後も不断の取組が必要であり、その際には、統計の不適切処理事案を風化させないことが前提である。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- 国土交通省統計改革推進会議等において、統計の不適切処理事案を振り返り、再発防止を徹底する。
- これまでの研修の講義に加え、国土交通省独自の統計人材育成の研修プログラムに不適切処理事案を学ぶ機会を設け、その風化を防ぐ。

#### 〔問題発見と解決を奨励する組織風土づくり〕

統計作成部署の担当職員が統計に関する疑問や問題を気軽に相談し、その解決に向けて議論できる環境づくり、特に問題の発見が職員の不利益にならない職場環境を構築することが必要である。このような問題の発見と解決を奨励する環境づくりには相応の期間を要するが、幹部職員が率先して平素から取り組むことが重要である。これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- 誤りを早期に発見する手法を浸透させ、疑義や誤りを発見した場合には、「公表数値の誤りに関する疑義及び誤り発見後の対応について」（令和6年9月）に沿って対応する。
- 統計品質改善チームは誤りの疑義等の相談に応じる。
- 統計の専門家をアドバイザーとして任命し、定期的に相談できる機会を設けるなど、統計に関する疑問や問題を気軽に相談できる体制を用意する。
- 幹部職員や若手職員等が自由に意見交換を行う機会を設けるなど、部局内のコミュニケーションを充実させ、風通しの良い職場環境づくりに努める。

### (2) 新たな社会課題等に対応する重点分野

#### 〔統計DX〕

統計DXの推進に向け、各統計作成プロセスの一連のデジタル化を優先的にを行い、その成果となる統計業務の効率化により、使われる統計となるための調査内容の見直し等を実施することが重要である。それにより、政策課題への対応やよりの確な経済社会の見える化等に貢献できる。

また、生成 AI 等を活用して人手により行っている統計作成プロセスを効率化することも重要な視点であり、そのための試行等を行うことも効果的であると考えられる。試行等の結果として効果的であることが想定できる場合には、実際の統計作成に適用するほか、他の統計作成プロセスへの展開等を検討していくことも重要な視点である。これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- 各統計調査における統計作成プロセスのうち、デジタル化が可能なプロセスを特定してデジタル化を推進する。
- 各統計調査における集計・推計等のシステムのうち、エラーチェック等の適正化及び利便性向上を図るためのシステム改修を行う。
- 生成 AI 等を活用した効率的な統計作成プロセスのモデルを検討する。

### 〔既存情報の活用〕

デジタル化された既存情報の活用方策を積極的に検討し、中長期的には、統計調査における実施項目を徐々に縮減していく方向の下での検討が必要である。なお、必要な情報がデジタル化されていないが、既存の統計調査の代替性が高い既存情報がある場合には、その活用方策も検討することが有用である。これらを踏まえて関係機関や関係部局の協力を得つつ、以下の取組を推進する。

- 既存情報を活用した統計調査の事例や検討課題等を省内で共有する。
- 統計調査に活用可能な既存情報（所在、デジタル化の状況、更新頻度等）を整理し、その情報を関係者間で共有することにより調査項目の縮減を検討する。

### 〔統計人材の育成、統計リテラシーの向上〕

省内各局に必要な統計人材を確保することが望ましいが、それが困難な場合には、経験の蓄積と研修等の受講により一定の知見を持つ統計人材の育成を行うことが現実的である。また、一定以上の統計の知識等を有する職員の評価のあり方も検討することが必要と思われる。

併せて、今後も DX やデジタル化が進展していく中において、統計の作成だけではなく、データを活用した業務の効率化や政策の立案等を効果的に推進していくため、統計リテラシーの向上のための取組を推進していくことが重要である。

これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- 各機関が実施する統計研修等を活用し、積極的かつ計画的な受講を促進する。
- 国土交通省に相応しい研修プログラム（統計分野だけではなく、データサイエンス等の関連分野を含む）を検討した上で、その試行を実施し、段階的に内容を改善する。その際、統計の不適切処理事案を経て得た教訓をプログラムの必須事項とし、その風化防止を徹底する。
- 他の統計作成機関との意見交換会の開催等により、有用なノウハウを共有し、統計実務に関する能力の向上を促進する。
- 統計部局に配置される職員のキャリアパスの設定等により、統計を担当する職員が安心して統計部局でのキャリアを形成し、それに誇りを持てるような風土づくりを行う。

### 〔オンライン回答率の向上〕

回答の入力段階におけるエラー防止機能の導入等だけではなく、業務効率化の観点からは、省内だけではなく他機関の取組を含めて、オンライン回答率の向上に貢献すると考えられる手法を可能な範囲で導入する。これにより、3年後までを目途に全体で平均7割以上のオンライン回答率の向上を目指す。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- オンライン回答率の向上に向けた他省等の優良事例を把握し、国土交通省において相応しい内容を省内で共有する。
- e-Survey 等を活用したオンライン調査化やオンライン回答率が必ずしも十分ではないと考えられる統計調査を対象として、その現状を把握しつつ、e-Survey 等の活用や効果的な取組を検討する。

### 〔業務マニュアルの改善〕

各統計調査の業務マニュアルの全体的な底上げを図りつつ、その個別状況を踏まえ、質の面からも段階的改善に取り組むとともに、その段階的改善の状況を考慮して業務マニュアルの評価基準の見直しも行う。これらを踏まえ、以下の取組を推進する。

- 定期的に各業務マニュアルの記載状況を把握し、その状況に合わせて内容の品質を向上していく（例外的な処理の内容の記録を含む）。
- 他の統計調査に有用な記載例等を共有し、積極的な導入を促す。

## 2. 個別分野

### (1) 統計作成部署における統計作成プロセスの合理化等の取組

#### 〔組織体制の確保〕

国土交通省の統計幹事（政策立案総括審議官）の下に統計改革に取り組む企画担当部署（統計品質改善チーム）を設置しており、今後の統計人材の育成の取組と連携しつつ、同部署は引き続き省内の統計作成部署に対する幅広い相談・支援窓口の機能を果たす必要がある。また、各統計作成部署は所管する統計調査を着実に実施していく必要がある。これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- 統計作成部署における人員体制を確保する。
- 統計品質改善チームにおける人員体制を確保する。
- 統計実務を統合的に理解する職員を育成、配置する。

#### 〔統計作成プロセスの合理化・効率化〕

予算や体制上の制約が厳しい中において、統計精度の維持と向上等の品質改善を進めつつ、統計調査を安定的に実施するためには、回答者の負担軽減と統計作成に伴う業務量軽減の観点から、統計作成プロセス等の合理化や効率化を図ることが不可欠である。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- 統計調査の実施に関わる関係者との意見交換等を通じ、適切な合理化策を導入することにより統計作成プロセスの合理化・効率化に取り組む。
- 集計業務等の定型的な業務の実施に際しては、そのノウハウを有する民間事業者を適切に活用する。

- ユーザーからの意見を十分に踏まえ、民間主体を含めた既存情報の活用を検討を行い、調査項目の削減や代替、ニーズの乏しくなった統計調査の廃止等の検討を行い、統計業務の効率化や棚卸しを実施する。

## (2) 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革

### 〔開かれた統計への転換〕

公的統計は幅広いユーザーに利活用されるために作成、公表している。この観点からは、社会経済情勢を的確に反映できる統計の作成を目指しつつ、統計に関するユーザーニーズの把握に努めながら、ユーザーが利活用しやすい方法により統計を提供する必要がある。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- 国土交通省の所管統計の全体像とともに、各統計の要点が分かるようにするため、統計部門のホームページを継続的に改善する。
- ユーザーの立場から、各統計の目的、調査項目の定義、集計・推計方法、回収率等の内容をできる限りわかりやすく公表する。
- 調査票情報の二次利用の要望には個人又は法人の情報に配慮のうえ、できる限り速やかに対応する。

### 〔使われる統計への転換〕

公的統計の作成の意義は実際に利用されることであり、EBPM 等への活用を通じて、政策が何にどのように影響を与えているのかを公的統計や民間データ等を活用しながらモニタリングし、その動向を踏まえて必要に応じた修正を行うことが重要である。また、より使われる統計とするためのニーズや課題等を把握することも重要であり、継続的な改善を行いつつ、使われる方策を検討する必要がある。これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- 政策担当部局、業界団体、民間企業の実務者等との意見交換等を通じて各統計へのニーズを把握しつつ、使われる統計となるための改善を継続する。
- EBPM のベストプラクティス等を参考としつつ、政策担当部局が公的統計等を活用して EBPM を推進する。

### 〔改善し続ける統計への転換〕

経済社会情勢の変化を的確に把握するためには、統計作成部局による主体的な見直しに加え、ユーザーニーズも踏まえつつ、調査項目の変更や推計手法の精度向上等の品質改善を進めるとともに、PDCA サイクルを浸透させつつ改善の取組を継続する必要がある。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- 統計分野等の専門家からなる「統計品質改善会議」における議論や助言を通じ、所管統計の品質改善を継続する。
- 統計品質改善チームが示す PDCA サイクルの取組を着実に進める。その際、統計の作成プロセスにおいて 3H（変更、初めて、久しぶり）がある場合には、統計作成部局だけではなく、統計品質改善チームも変更内容やそれが関係する統計作成プロセスの確認を行う。
- 統計作成部署の担当者の異動等に関わらず、必要な品質が確保された統計の作成を継続するため、例外的な処理を行った内容を検討するなど、統計作成プロセスの改善（BPR ; Business Process Re-engineering）を行う。

### (3) 公文書管理

第Ⅰ期プランに基づき、公文書管理法に基づく手続きが各統計調査の業務マニュアルに記載されるなど、当初予定していた改善を実施しているが、今後も新規の統計調査や統計プロセスの変更等の際に、常に点検し、着実に公文書管理法に基づく手続きが行われるよう対処する。

- 調査票が行政文書に該当すること、行政文書ファイル管理簿への記載が必要であることなど、職員の人事異動に関わらず、統計調査の担当者に対して定期的に公文書管理に必要な事項の明確化及び周知徹底を行う。
- 各統計調査の業務マニュアルが作成または一部変更される際、公文書管理法に定める手続きが記載されているかを確認する。
- 部門ごとに細分化して主任文書管理者を配置すること等を確認する。
- 公文書管理に関する理解の浸透のための研修を継続する。
- 大臣官房公文書監理官による監査・点検を通じた事後チェックを継続する。

## 第4章 終わりに

第Ⅱ期プランは、「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革を企図した第Ⅰ期プランを継承するものとして、所管統計を対象とする統計改革の具体的な推進策をまとめたものである。その実施に際しては、重要な情報基盤である公的統計の不適切処理を放置し、国民の信頼を喪失した統計事案を決して風化させないように取り組むことが前提である。

第Ⅱ期プランにおいても、統計分野の内容だけではなく、業務マネジメントの課題への対応策の一部を含んでおり、統計部局だけではなく、各政策担当部局においてもその取組を進めることにより、国土交通省の各部局が国民に対して常に誠実に寄り添う行政サービスを提供することに貢献する。

第Ⅱ期プランで掲げる具体策は広範囲であり、その進捗状況に関係者が共有することは重要である。この一環として、統計分野等の専門家からなる「統計品質改善会議」は第Ⅱ期プランの実施状況を確認し、必要な助言等を行うものとする。

統計情報は経済社会における重要な情報基盤であり、特に公的統計の役割を十分に発揮するためには、信頼性が高く有用であり、利用されやすい統計を適時かつ確実に提供することが重要である。この実現を目指し、所管統計の品質の向上に向けて弛まぬ取組を続けていくことが求められる。国土交通省としては、統計改革の取組を通じて、統計の品質改善に加え、合理的根拠に基づく政策立案機能の向上を図ることにより、経済社会情勢の変化に応じた効果的な政策形成の推進に貢献するよう取り組む。

令和 7 年 8 月 29 日

## 「国土交通省統計改革プラン」の改定に向けた提言

## 統計品質改善会議

「国土交通省統計改革プラン」が令和 4 年 8 月 10 日に策定されてほぼ 3 年が経過した。この統計改革プランは建設工事受注動態統計調査等の一連の不適切処理事案に対処すべく、同事案の発生の原因のみならず、その背景にまで踏み込んで再発防止策を講じることを意図している。国土交通省が喪失した信頼を取り戻し、国土交通省が所管する統計の抜本的な改革を推進するため、国土交通省事務次官を座長とした「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」(令和 4 年 1 月 20 日設置)において、6 回にわたる審議を重ねて、いわば国土交通省を挙げて策定した改革プランである。

同タスクフォースの当初から議論に参加した第三者の立場からの見解を含め、改革プランの実行において、統計部署の役職員が大きな熱量により真摯に取り組んできたことに対して大きな敬意を表する。その結果として、改革プランが主たる目標とした不適切処理事案等に対する処理に対しては、その遂行をほぼ完了している。それに加えて、国土交通省の所管する統計全体に視野を拡げて主要統計の棚卸しを行い、品質改善に向けた具体策を作成し、実行に移している。このような取組は、他省庁に先駆けたものであり、高く評価できるものである。

他方、統計改革プランで謳われた「開かれ、使われ、改善し続ける統計」を基軸とする国土交通省の統計改革には不十分なところもある。

改革プランの実行過程において、新たな案件の発生に多くの労力を注がざるを得なかったことにも起因しているが、統計改革プランの策定時に座長が発した全省挙げて取り組むとの姿勢が必ずしも貫徹していなかったのではとも思料する。

また、データの時代といわれるように、民間企業ではデータ駆動による経営が当たり前となっている一方、霞が関では統計データの主な使途として EBPM を標榜するのみにとどまっている場合が見受けられる。政策の企画立案に統計データ等を駆使し、政策効果も統計データ等に基づいて客観的に検証する姿勢が年を追って求められる時代においては、政策に必要な統計を真に求め、それに相応しい統計を作成することが何よりも肝要と考えられる。さらに、日常の業務から得られる行政記録情報の統計化の推進は、政策官庁にとってはもちろんのこと、広く国民に有益な情報を提供することにつながる。

このような観点から、新たな視点も採り入れて、3年が経過した「国土交通省統計改革プラン」を見直し、「国土交通省統計改革第Ⅱ期プラン」を策定することを提案する。

今後の第Ⅱ期プランの実行に際しても、経済社会情勢の変化等を念頭に置きつつ、改善に向けた不断の取組が重要であり、初心を決して風化させてはならない。そのため、以下の事項も検討した上で、国民から信頼される統計の構築に向けた取組を推進していただきたい。

- 現行の改革プランは事務次官を座長とするタスクフォースにより策定されており、同プランの内容には省内の各部署に関連する事項も含まれているため、今後も統計改革の取組を風化させないために、国土交通省全体として改定したものとしていただきたい。
- 特に統計作成部門は、その作成と公表だけに終始するのではなく、様々なデータから有用な情報や新しい価値を導出できる統計リテラシーの向上等を目指し、それを踏まえて、昨今の政策課題への対処を始めとして、調査内容の見直しやEBPMの取組等に貢献していただきたい。
- 統計調査への回答の際の国民負担、調査主体の予算や体制の制約等を考慮すると、今後一層、統計作成プロセスの合理化や効率化が必須である。このため、個々の調査の抜本的な見直しや棚卸しを含め、真に必要な統計を析出し、同時に、デジタル技術を積極的に活用していただきたい。
- 今後の統計調査のあり方等が早晚問われることを踏まえると、行政が有する情報や民間データを極力活用するとともに、既存の統計調査で得られる情報を既存情報に代替させる姿勢を強める必要がある。そのためには、行政記録情報の統計化に向け、原課の協力を得つつ、行政情報のデジタル化の推進を積極的に図っていただきたい。

国土交通省統計改革推進会議の構成員

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| (座 長) | 国土交通事務次官              |
| (副座長) | 技監                    |
|       | 国土交通審議官               |
|       | 国土交通審議官               |
|       | 国土交通審議官               |
| (構成員) | 大臣官房長                 |
|       | 大臣官房技術総括審議官           |
|       | 大臣官房政策立案総括審議官         |
|       | 大臣官房公共交通政策審議官         |
|       | 大臣官房公文書監理官            |
|       | 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 |
|       | 大臣官房技術審議官             |
|       | 大臣官房総括監察官             |
|       | 総合政策局長                |
|       | 国土政策局長                |
|       | 不動産・建設経済局長            |
|       | 都市局長                  |
|       | 水管理・国土保全局長            |
|       | 道路局長                  |
|       | 住宅局長                  |
|       | 鉄道局長                  |
|       | 物流・自動車局長              |
|       | 港湾局長                  |
|       | 航空局長                  |
|       | 北海道局長                 |
|       | 観光庁長官                 |

# 統計品質改善会議の構成員

(令和7年9月時点)

(五十音順)

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 芦谷典子      | 東洋大学 経済学部 教授              |
| 荒木由布子     | 東北大学大学院 情報科学研究科 教授        |
| 川崎玉恵      | 青山学院大学 経済学部 准教授           |
| 西郷浩       | 早稲田大学 政治経済学術院 教授          |
| 鈴木誠       | 文教大学 経営学部 教授              |
| 高部勲       | 立正大学 データサイエンス学部 教授        |
| 土屋隆裕      | 横浜市立大学大学院 データサイエンス学部長     |
| 樋田勉       | 獨協大学 経済学部 教授              |
| 廣瀬雅代      | 九州大学 マス・フォア・インダストリ研究所 准教授 |
| 舟岡史雄      | 信州大学 名誉教授                 |
| 元山齊       | 青山学院大学 経済学部 教授            |
| (座長) 美添泰人 | 青山学院大学 名誉教授               |